

【河川事業設計基準書】

(第1編 事業編)

第1章 河川の概要

第2章 事業採択

第3章 実施上の留意事項

1. 第1章 河川の概要

1.1 河川管理の目的

1.1.1 目的

河川法第1条において、その目的を「河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進すること。」と規定している。

- (1) 公共の安全の保持
- (2) 公共の福祉の増進

1.1.2 内容

河川管理の目的から区分すると、以下の内容となる。

- (1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- (2) 河川の適正な利用
- (3) 流水の正常な機能の維持
- (4) 河川環境の整備と保全

1.2 河川の種類

1.2.1 河川の定義

河川法の対象となりうる河川は、「公共の水流及び水面」である。

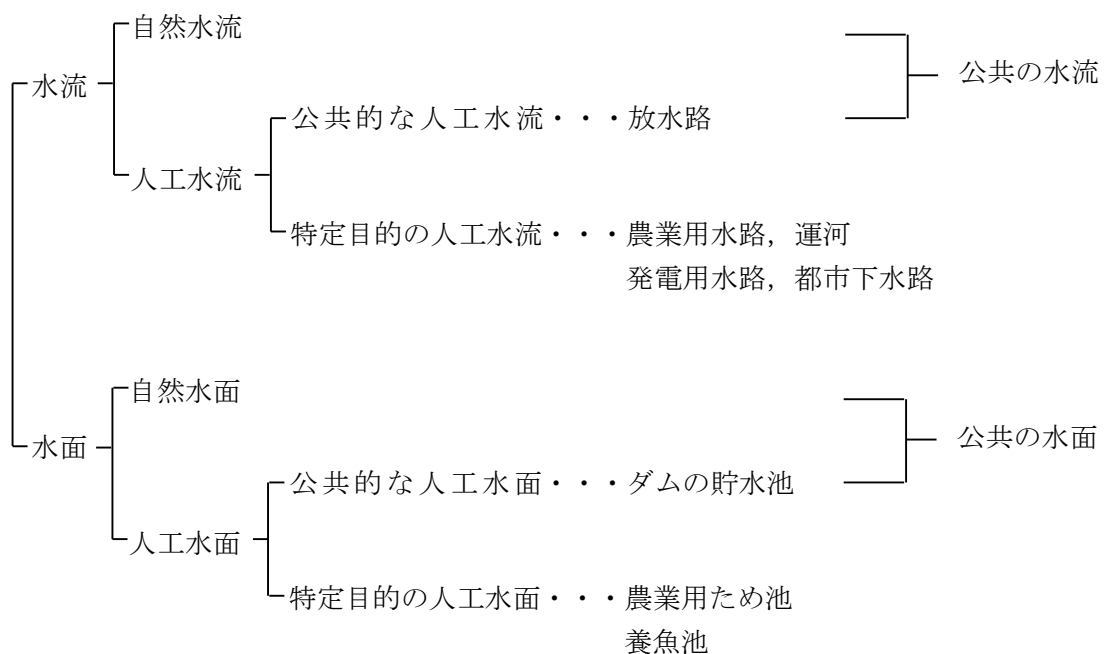


図 1.2-1 公共の水流及び水面の分類

1.2.2 法河川

(1) 一級河川（法第4条）

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で、国土交通大臣が指定する。

管理については、原則国土交通大臣が行うが、国土交通大臣が指定する区間の一定の管理は、都道府県知事に委任する。

① 指定区間：管理の一部を都道府県知事に行わせるとして国土交通大臣が指定する区間

② 直轄管理区間：指定区間以外の区間（一級河川の中でも重要度の高い区間）

(2) 二級河川（法第5条）

一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定し管理を行う。

(3) 準用河川（法第100条）

一級河川及び二級河川以外の河川の中から市町村長が指定し管理を行う。

1.2.3 法の対象としない河川

(1) 普通河川（地方自治法第2条）

普通河川は、一級河川、二級河川、準用河川以外で河川法の適用・準用を受けない河川で市町村が管理を行う。

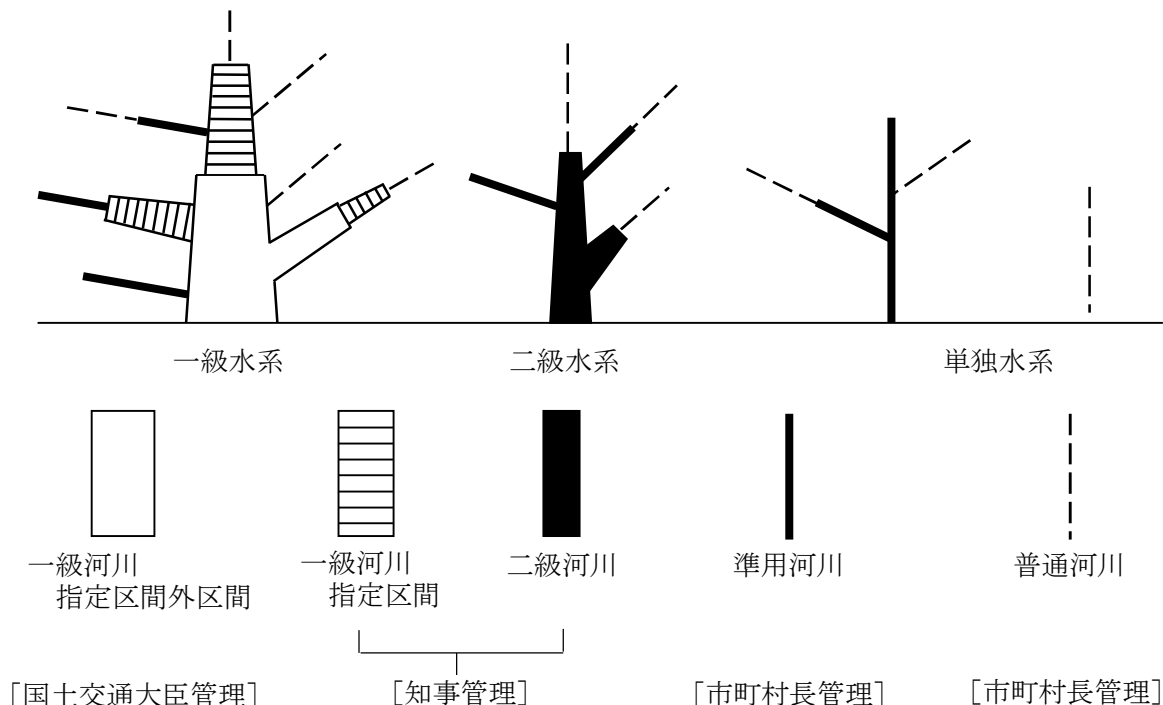


図 1.2-2 河川の区分と管理

1.3 鹿児島県における河川の概要

1.3.1 管理河川の状況

本県は台風常襲地帯に位置し、梅雨期に降雨が集中するなど厳しい自然条件に加え、県土の大半がシラス等の特殊土壌に覆われており、河川の氾濫や公共土木施設災害等が発生しやすい自然状況にある。

- 県管理河川総数の9割以上が流域面積 200 k m²未満の中小河川
- 流域面積が 200 k m²を超える大河川は、天降川、万之瀬川、菱田川、米之津川の4水系
- 都市河川は、甲突川、新川、稻荷川、永田川、脇田川、木之下川の6水系

表 1.3-1 県内河川の管理状況 (平成24年3月31日現在)

河川種別		全 体		知事管理		大臣管理	
級 種	水 系	河川数	延長(km)	河川数	延長(km)	河川数	延長(km)
一級河川	川 内 川	109	622.1	106	508.2	11	113.9
	肝 属 川	36	181.6	35	130.5	6	51.1
	大 淀 川	8	74.4	8	74.4	0	0.0
	(計) 3水系	153	878.1	149	713.1	17	165.0
二級河川	160水系	310	1,775.5	310	1,775.5	-	-
	(計)	310	1,775.5	310	1,775.5	-	-
準用河川	(一級) 3水系	285	348.5	-	-	-	-
	(二級) 104水系	554	849.4	-	-	-	-
	(単独) 394水系	442	473.6	-	-	-	-
	(計) 501水系	1,281	1,671.5	-	-	-	-
合 計		1,744	4,325.1	459	2,488.6	17	165.0

(注) 国管理と県管理の重複河川は13河川

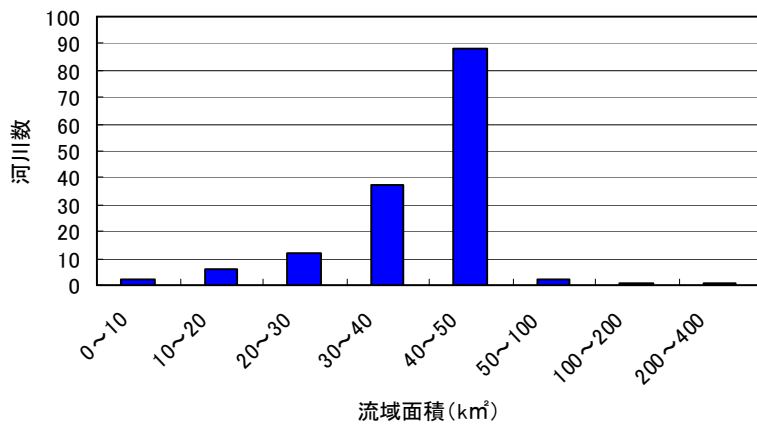


図 1.3-1 流域面積別河川数 (一級河川：県管理分)

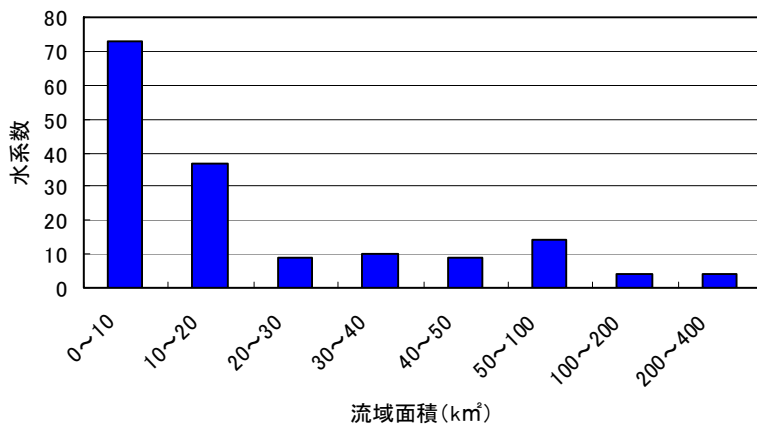


図 1.3-2 流域面積別河川数 (二級水系)

表 1.3-3 流域面積別水系数 (二級水系)

流域面積 (k m ²)	割合	主要水系名
200 以上 (4 水系)	3%	天降川(403.2km ²), 菱田川(394.4 km ²) 万之瀬川(372.3km ²), 米之津川(201.3km ²)
100~200 (4 水系)	3%	別府川(181.2km ²), 雄川(135.5 km ²) 安楽川(117.2km ²), 甲突川(107.9km ²)
50~100 (14 水系)	9%	神之川, 安房川, 高尾野川, 網掛川, 田原川, 宮之浦川, 神之川, 検校川 他 6 水系
50 未満 (138 水系)	86%	広瀬川, 高松川, 住用川, 役勝川, 馬渡川, 新川, 大里川, 河内川, 久保田川 他 129 水系

2. 第2章 事業採択

2.1 事業の種類

2.1.1 河川事業の体系

事業体系については、図 2.1 のとおり従来からの体系で行われているが、国土交通省では、平成 22 年度から個別補助金を原則一本化し、地方の自由度を高めた社会資本整備総合交付金を創設した。

2.1.2 災害三事業

浸水被害を早急に解消するため、浸水被害の状況により各々の採択基準に合致する事業として、床上浸水対策・激甚な水害の再発防止・上下流一体の治水対策等の事業区分がある。

- (1) 床上浸水対策特別緊急事業
- (2) 河川激甚災害対策特別緊急事業
- (3) 河川災害復旧等関連緊急事業

2.1.3 その他改修事業

その他改修事業の中で現在実施している事業

- (1) 広域河川改修事業(基幹河川改修 H7～, 一般河川改修 S34～を H21 に統合)
- (2) 都市基盤河川改修事業
- (3) 総合流域防災事業

「国土交通省河川事業概要抜粋」

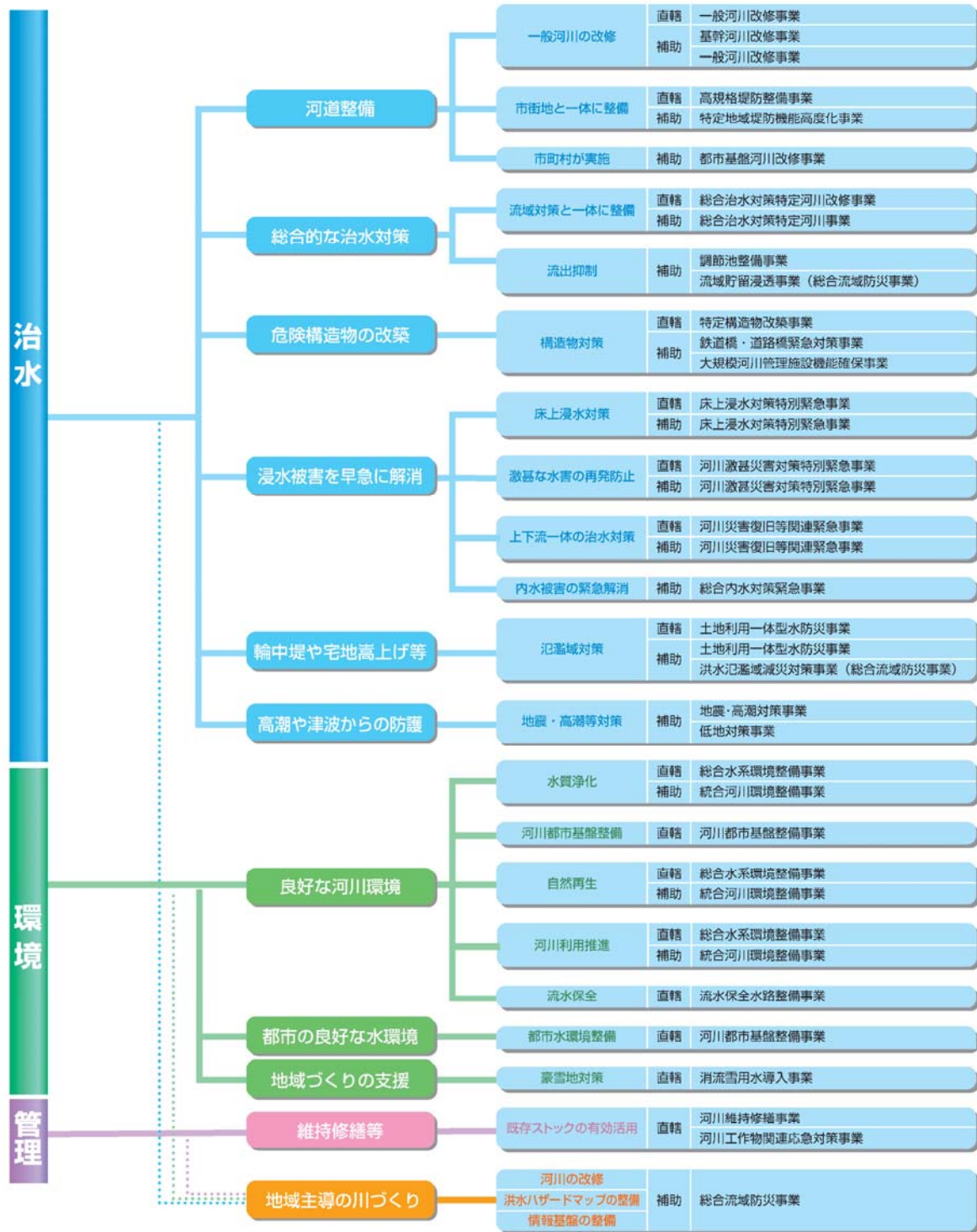


図 2.1 河川事業の体系図

注：上表の基幹河川改修及び一般河川改修については、「河川関係補助事業事務提要」の科目等区分で、平成21年度広域河川改修事業に統合されている。

2.2 採択基準及び補助率

採択基準及び補助率については、「河川関係補助事業事務提要」による。

2.3 新規事業の採択

新規事業の採択時には、河川法第 16 条に基づく「河川整備基本方針」及び河川法第 16 条の 2 に基づく「河川整備計画」が策定されていなければならない。

また、県の予算については、予算編成作業（公共事前調整）が 4 月の概算要求時点から始まるため、原則として前年度末までに事前調整を終わらせておく必要がある。

以下が新規事業の採択フローである。

3. 第3章 実施上の留意事項

3.1 附帯工事・補償工事の取扱い

河川工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事（河川管理施設以外の許可工作物工事）を施行する場合は、附帯工事により施行することができる。

また、附帯工事以外のもので、河川工事の施行により当該河川に隣接する土地の施設工作物を新築、修繕又は移転しなければならない場合は、補償工事として施行できる。

附帯工事と補償工事の取扱いについては、以下の区分図を参考とする。

なお、附帯工事及び補償工事を計画する際は、事前に施設管理者等に対し河川法に基づく許可等の確認を行い、計画的な整備進捗が図れるよう必要な手続きを行う。

※「河川管理施設」とは、堰、水門、堤防、護岸、床止などの施設のことで、河川管理者が設置及び管理をしている施設。（河川の流量や水位を安定させたり、洪水による被害防止などの機能を持つ施設）

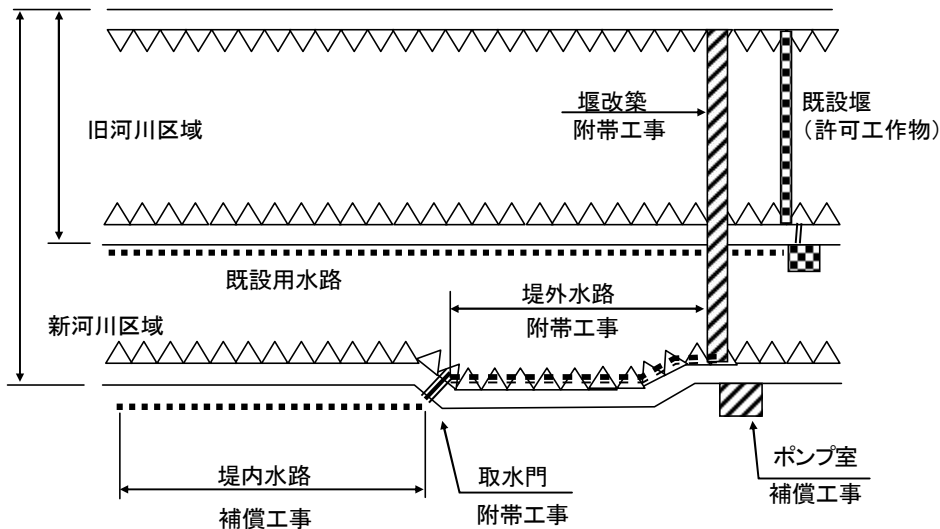


図 3.1-1 附帯工事と補償工事の区分図（参考）

3.1.1 附帯工事

河川法（第19条）では、「河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。」とある。

（1）この省令において、「附帯工事」は、河川工事により必要が生じた河川工事以外の工事で、河川法（以下「法」という。）第26条第1項の許可を要する工作物（その設置が法又は法に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定に違反するものを除く。）に関するもの（除去のみのものを除く）をいう。

また、河川管理者は、附帯工事を施行する必要が生じたと認めるときは、当該附帯工事に係る工作物の管理者にその旨を通知（様式1）し、附帯工事を施行しようとするときは、当該附帯工事の施行に関する計画（以下「附帯工事計画」という。（様式3））を定め、工作物の管理者に通知（様式2）しなければならないとなっている。

（河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和40年6月12日建設省令第20号））

※河川区域内における管理者不明の工作物への対応等については、第5章参考資料5.5資料5にある「河川工事に伴い附帯工事を実施した工作物の維持管理及び費用負担等について」（平成27年10月29日国土交通省水管理・国土保全局事務連絡）により、適切な対応をとること。

(2) 附帯工事の対象となるものは、橋梁、堰、昇降路、水門・樋門・樋管、排水路等である。ただし、普通河川との合流部に設置する水門等については、「普通河川の水門等の管理について」（昭和47年3月27日建河治発第23号の2河川局治水課長通達）により、河川管理施設として本川管理者が管理することとなっていることから、本工事扱いとする。

(排水目的が特定なもの（かんがい用排水路、下水道用水路等）については、施設管理者が管理)

※「普通河川」とは、一級河川、二級河川、準用河川以外の河川法の適用・準用を受けない河川。（認定（法定）外水路：青線）

○普通河川の水門等の管理について

(昭和47年3月27日建河治発第23号の2河川局治水課長通達)

従来より本川に合（分）流する支（派）川合（分）流点に設けられている水門、樋門、閘門、樋川の河川管理施設については、支（派）川の河川管理者が管理してきたが、今後は本川の河川管理施設とすることとした。

昭和46年度においては、さしあたって、直轄管理区間内に合（分）流する一級河川の合（分）流点の知事委任の水門等を直轄管理することとしたが、昭和47年度からは順次市町村長の管理している、普通河川合（分）流点の水門等についても本川管理者が管理することとされたい。

このため、直轄管理区間内の水門等については直轄管理、一級河川知事委任区間内及び二級河川の区間内の水門等については知事管理となるのであらたに所管することとなる関係機関と協議のうえ、すみやかに移管事務をすすめるよう関係市町村長へ通知されたい。

なお、事務処理等の関係から昭和47年度中に移管が困難なものについても、概ねニケ年程度を目途に可及的速やかに実施されたい。

また、今回の措置にともない水門等の改良工事については、従来、附帯工事費に計上していたが、今後は本工事費に計上されることとなるので念のため申し添える。

(3) 附帯工事に併せた対象施設の改良や増設はできるが、その改良や増設分に要する費用は、対象施設管理者の負担となる。

よって、附帯工事の計画がある場合は、対象施設管理者と事前協議を行い、必要により費用負担に関する協定を締結（様式6、7）し、これに基づき施行する。

なお、この協定の締結については、省令に基づく附帯工事計画を定める前に行う。

※ 上記施行に際し関連する手続き等

- 河川法第23条（流水の占用の許可）
- 河川法第24条（土地の占用の許可）
- 河川法第26条（工作物の新築の許可）
- 河川法第27条（土地の掘削等の許可）

3.1.2 補償工事

附帯工事以外のもので、河川工事の施行により当該河川に隣接する土地の施設、工作物を新築、修繕又は移転しなければならない場合、補償工事として施行できる。

- (1) 補償工事は、従前の機能を保持する範囲を限度とする。
- (2) 補償工事が許可物件に係るものについては、利用者からの許可申請を受理し許可を更新した後に施行する。
- (3) 補償工事の対象となるものは、用水路、ポンプ室、取付道路等である。
- (4) 補償工事となる箇所の用地は、補償費の中の用地費として計上し、管理者名義とする。
- (5) 工事完成後速やかに管理者等へ引き継ぎを行う。
このため、管理者とは十分な事前協議を行い、当該施設の取扱について事業着手前に明確しておく必要がある。

※ 上記施行に際し関連する手続き等は、附帯工事に同じ

3.1.3 関係機関協議

附帯工事及び補償工事に係る関係機関との協議については、「図 3.1-2 附帯工事等の計画フロー」に基づき以下の様式を参考に行う。

なお、堰の改築を行う場合で、慣行水利権から許可水利権に切り替える必要が生じた時は、河川法第 23 条（流水の占用の許可）の手続きを行う。

また、改修に伴い河川堤防を道路の兼用工作物とする場合は、「兼用工作物管理協定の取扱について」（平成 23 年 2 月 14 日河川課長通知）による。

「資料 1（水利使用に係る技術に関すること）」、「資料 2（許可工作物の技術に関すること）」を参照。

- (1) 河川附帯工事の発生について通知（様式 1）
- (2) 河川附帯工事の実施計画について通知（様式 2・様式 3）
- (3) 河川附帯工事の完成に伴う引継ぎについて通知（様式 4）
- (4) 工作物引渡書の受領（様式 5）
- (5) 基本協定（様式 6）
- (6) 実施協定（様式 7）

※ 水利権の切替に係る手続きについては、時間を要す場合がある。

平成 23 年 2 月 14 日	
各地域振興局建設部長 北薩地域振興局建設部甌島支所長 " 参事 (出水市駐在機関) 始良・伊佐地域振興局建設部参事 (伊佐市駐在機関) 各支庁建設部長 各支庁事務所長	} 殿
河 川 課 長	
兼用工作物管理協定の取扱いについて（通知）	
河川堤防と道路に係る兼用工作物管理協定については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、適切な事務処理をお願いします。	
なお、平成 21 年 3 月 31 日付け河川課長通知「認定外道路との兼用工作物管理協定の取扱いについて」は、本通知以後は廃止することとします。	
記	
1 河川堤防との兼用工作物管理協定を締結できるのは、道路法上の路線認定を受けた道路に限り、それ以外の道路との兼用工作物管理協定の締結は認めないこととすること。	
2 協定締結は、道路管理者との間で兼用工作物管理協定書を交わす方法によること。	
3 事務処理等に係る詳細な手続については、別添資料「河川堤防と道路に係る兼用工作物管理協定について」を参考にすること。	
4 兼用工作物管理協定を締結するに当たっては、事前に河川課と協議を行うこと。	

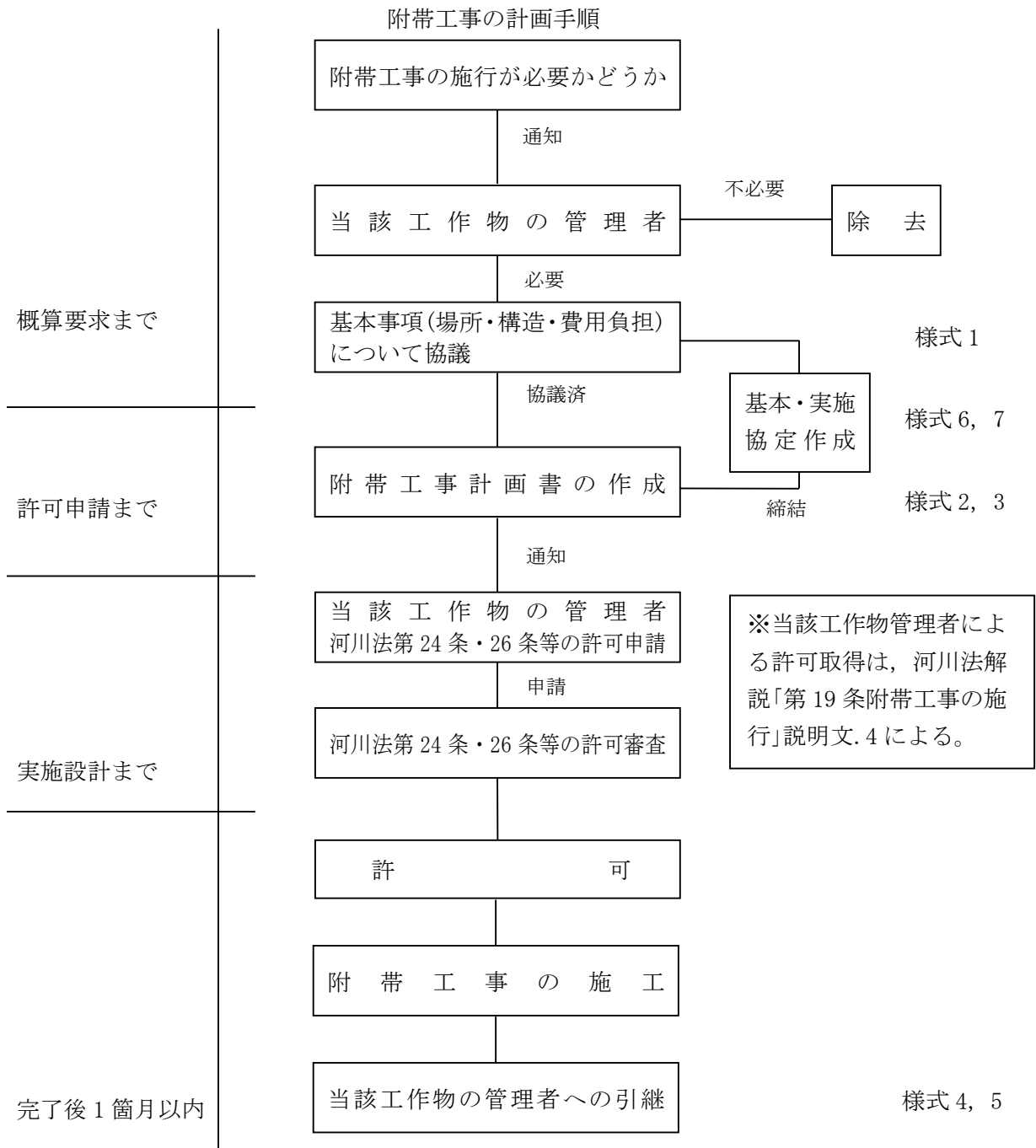


図 3.1-2 附帯工事等の計画フロー

注) 当該工作物の管理者との協議、通知は公文で行う。

また、橋梁、堰等の大型構造物については、着工前に関係機関との手続きを終えておく必要があるため、予備設計等を実施して年次計画を作成し、必要な事前協議及び申請等を確実に行う。

- 橋梁：河川法第 24 条・第 26 条
- 堰：河川法第 23 条・第 24 条、第 26 条
- ・ 工作物管理者による許可取得に関するのただし書き事項（河川法解説）

既に当該法律の規定により許可等を受けている事項については、法第 75 条の既定による監督処分によって、河川管理者が、附帯工事の施行に即して、その内容を変更する措置をとることも可能である。

3.2 橋梁改築に係る費用負担

3.2.1 三局長通達に基づく費用負担

河川工事の施行に伴い必要となる道路橋の架け替えについては、「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」（昭和43年8月1日建設省都街発第31号、建設省河治発第87号、建設省道総発第240号 各地方建設局長、北海道開発局長、各都道府県知事、各指定都市の市長あて 建設省都市局長、建設省河川局長、建設省道路局長通達）に基づき行う。

なお、平成5年11月25日の道路構造令の改正に伴う「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」の取扱いについては、平成6年8月9日土木部長通知による。

平成6年8月9日
(検査指導課扱い)

河川課長 殿

土木部長

河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について（通知）

道路構造令等の一部改正（平成5年11月25日交付、同日施行）に伴い、標記について、平成6年7月18日付けで建設省から別添のとおり通達があったので通知します。

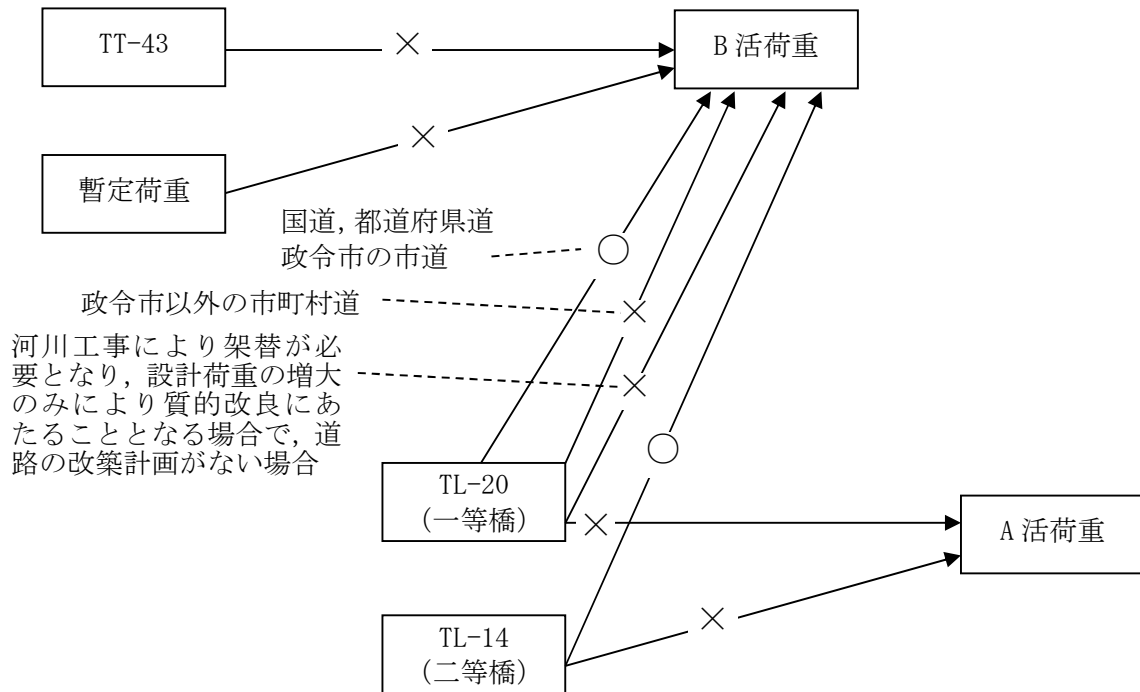
また、取扱いについては、下記の事項に留意してください。

記

- 1 「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」（昭和43年8月1日付け、三局長通達）の取扱い
 - (1) 従前の活荷重を適用した橋梁（1等橋及び2等橋）をB活荷重を適用して架け替える場合には、支間の拡大がなくても、設計荷重の増大があれば「質的改良」にあたるものとして取り扱う。
 - (2) 従前の活荷重を適用した橋梁（1等橋及び2等橋）をA活荷重を適用して架け替える場合には、設計荷重の増大があっても、支間の拡大がなければ「質的改良」にあたらぬものとして取り扱う。
 - (3) 2等橋未満の橋梁を改築する場合は「質的改良」にあたる。
- 2 「河川工事に附帯する市町村道橋梁の費用負担について（案）」（昭和50年7月1日付け、河川局治水課長道路局地方道課長通達）の取扱い
 - (1) 本文2の表中の「2等橋に改築する場合」を「A活荷重を適用して改築する場合」に、「1等橋に改築する場合」を「B活荷重を適用して改築する場合」に読み替えて運用すること。（別紙参照）
- 3 その他
運用に当たっては、事業主務課と協議し、取扱いには十分注意してください。

(参考) 道路構造令の改正にともなう道路橋改築の費用負担について

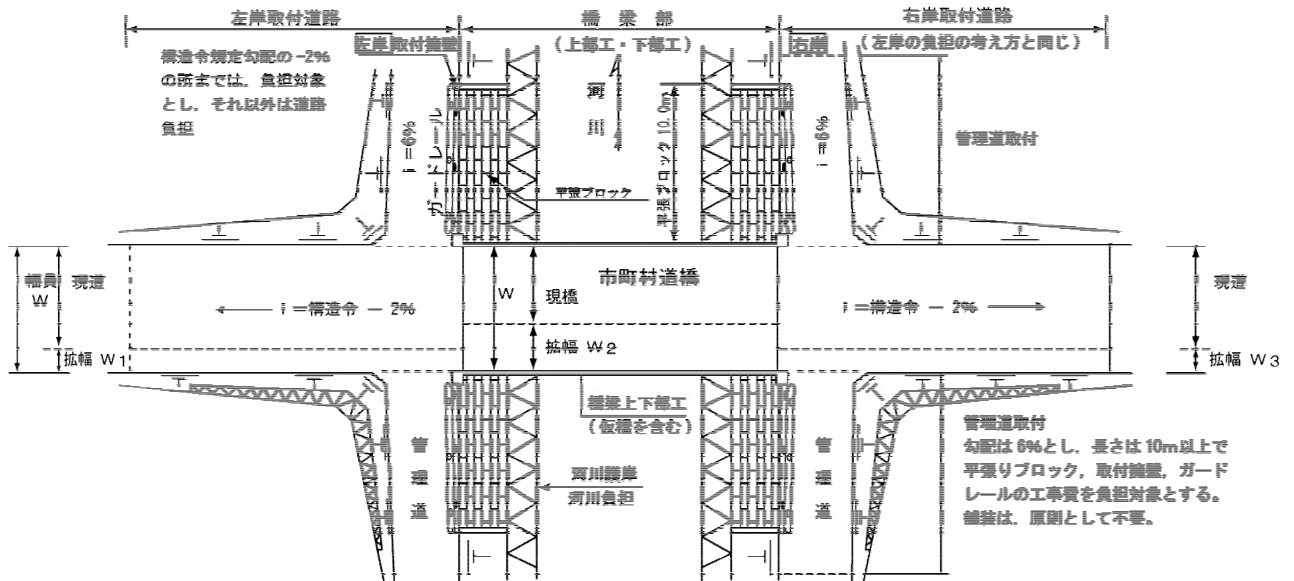
○：費用負担あり ×：費用負担なし



3.2.2 市町村道橋の費用負担

河川工事の施工に伴い必要となる道路橋の架け替えについては、「河川工事に附帯する市町村道橋梁の費用負担について（案）」（昭和50年7月1日河川局治水課，道路局地方道課）に基づき行う。具体的な費用負担については，図3.2を参照すること。

- (1) 現橋分は，河川負担
- (2) 拡幅分は，道路負担
- (3) 質的改良が生じる場合は，現橋分に道路負担が生じる



道路管理者の負担額 = A + B + C

A : 橋梁部 = (調査，設計等の測試 + 下部工 + 上部工 + 仮橋 + 管理道取付 (4 箇所分))
 × (幅員比 (W₂/W) + (質的改良負担分))

B : 取付道路 = (取付道の用地費，補償費 + 工事費) × (※幅員比 (W₁/W 又は W₃/W) + 質的改良負担分)
 ※左右岸の幅員が異なる場合は，別々に計上する。

C : 事務費 = 3 パーセント ((A + B) / 0.97) × 0.03 以内

- 注 (1) 現橋が木橋，半木橋，潜水橋及び橋格が向上する場合には，質的改良負担分として現橋分について 1/8~1/2 の負担が生じる。
- (2) 現橋の橋種，橋格，幅員の認定には，橋梁台帳と幅員の判明する写真の両方を添付する。
- (3) 橋梁災害を合併する場合は，全体額から災害費を差し引いたものを上記方法でアロケする。
- (4) 添架物(水道，ガス，電話)は，特段の定めがある場合以外は，河川負担とする。

図 3.2 市町村道橋負担特例（案）による費用負担

3.2.3 河川工事に起因して生じる鉄道工事

河川工事に起因して生じる鉄道工事については、「河川工事に起因して生じる鉄道工事について」（平成14年12月25日 国河治第191号，国鉄技第38号 各地方建設局長，北海道開発局長，各地方運輸局長，沖縄総合事務局長あて 河川局長，鉄道局長）に基づき行う。

なお，費用負担の考え方について，「河川工事に起因して生じる鉄道工事に関する実施要綱」の適用を受けない場合は，河川法第19条(附帯工事の施行)，第68条(附帯工事に要する費用)の規定に基づき「従前の機能保持に必要な範囲の費用」を河川管理者が負担することとする。

また，実施に際しては，以下の通知等を参考とする。

- 「都市・地域整備局，河川局，道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」（平成16年8月6日 国九整都住第37号，国九整地河第15号，国九整地道第14号 国土交通 省九州地方整備局建政部長，河川部長，道路部長通知）
- 「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」について（平成21年3月2日 国土交通省九州地方整備局 建政部長，河川部長，道路部長通知）
- 「河川局所管直轄事業及び補助事業等における河川工事に起因して生ずる河川の鉄道工事等を委託する場合の運用について」（平成21年11月26日 国土交通省九州地方整備局 河川部地域河川課長事務連絡）

3.3 その他移設補償

3.3.1 九州電力株式会社

河川に関する工事を施行するため支障となる電線路の電気工事の取扱及び費用負担については，「電柱移転補償について」（昭和51年2月18日 用第231号九州電力株式会社鹿児島支店長あて鹿児島県土木部長）による協定書及び「公共事業の施工に伴う電柱等の移転補償に関する協定書の運用について」（平成2年11月26日 監用第794号各土木事務所長，各支庁土木課長，大島支庁河川港湾課長，各土木出張所長あて土木部長通知：用地事務提要）に基づき行う。

3.3.2 日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）

河川工事に伴うNTT支障物件の移転補償については、「河川区域内の土地等の占用等に関する建設省と日本電信電話株式会社との間の覚書の取扱いについて」（平成11年2月24日 土木部長通知及び同日付河川課長通知：用地事務提要）に基づき行う。

表 3.3 河川工事に伴うNTTとの負担割合

起 因 者	負 担 割 合
河川工事のみ	全額河川管理者 ただし、占用許可等の手続きを完了している場合に限る
道路及び河川工事	道路及び河川のアロケ率により、道路管理者分は会社負担、 河川管理者分は河川管理者負担とする。

3.3.3 水道管等

河川工事の施行に伴う水道管等の支障物移設については、「公共事業の施行に伴う水道管等の支障物移設の取扱いについて」（平成16年1月21日監用第1399/1400/1401号土木部長から各土木事務所長、各支庁土木課長、各支庁各事務所長、大島支庁河川港湾課長/各市町村長/保健福祉部生活衛生課長あて通知：用地事務提要）に基づき行う。

なお、規模の大きな水道等の場合は、移設に伴い事業計画の変更や認可等の手続きが必要となることがあり、手続きに時間を要することが考えられるため、関係機関との事前協議を計画的に行う。

適用する支障物件

- (1) ガス事業法に定めるガス事業に係るガス導管
- (2) 水道法に定める水道事業又は水道用水供給事業に係る水道管
- (3) 工業用水道事業法に定める工業用水道事業に係る工業用水道管
- (4) 下水道法に定める公共下水道、流域下水道又は都市下水路に係る下水道函渠
- (5) 村落共同体その他地縁的性格を有するものが設置し、又は管理する施設で、上記施設に類するもの

3.3.4 橋梁添加物の費用負担

県道橋の架替で道路管理者との費用負担協定を行う場合は、「橋梁添加物の費用負担について」（平成2年11月1日各支庁長、各土木事務所長、各港湾事務所長あて土木部長通知）に基づき行う。

（この通知により取扱う橋梁添加物：水道管、下水道管、ガス管、電線その他公共の用に供する施設で道路管理者が認めるもの。）

また、市町村道橋の架替の場合は、占用者との特別な協定のない限り原因者負担とする。

4. 第4章 その他

4.1 内水面漁業権者との調整

「河川工事に伴う漁業権者との調整について」（平成20年9月18日 農政部長，林務水産部長，土木部長通知）に基づき行う。

	平成20年9月18日 (農地整備課扱い) (林務水産課扱い) (技術管理課扱い)
関係機関の長 殿	
	農政部長 林務水産部長 土木部長
河川工事等に伴う漁業権者との調整について（通知）	
<p>河川工事等の施工に当たっては、かねてより水産資源保護の立場から工法・施工時期・水質汚濁防止等について十分に配慮しているところであるが、漁業権者から水産動植物の生態系に配慮が足りない工事が行われ、内水面漁業活動に影響が生じているとして、河川工事等において水産資源確保対策を十分講ずるよう求められているので、今後とも、河川工事等の施工に当たっては、下記の対応を徹底するよう通知します。</p>	
記	
1 工事の執行に当たっては、可能な範囲で内水面漁業協同組合に概要を示すとともに、稚魚の放流計画等も聴取し、工期・施工方法等、相互の協力、調整を図ること	
2 災害復旧等緊急を要する工事については、可能な範囲で出来るだけ早い時期に内水面漁業協同組合に概要を示すよう努めること	
3 工事の施工に当たっては、請負業者を十分監督し、工事中における水質汚濁防止等について十分配慮すること	

県内の内水面漁協同組合は、表4.1を参照すること。

表 4.1 内水面漁協協同組合（18組合）一覧

組合名	所在地	漁業の名称
広瀬川	出水市	アユ、コイ、ウナギ、ヤマメ、フナ、オイカワ、モクズガニ、テナガエビ
高尾野内水面	出水市	アユ、コイ、ウナギ、モクズガニ
高松川	阿久根市	アユ、コイ、ウナギ、モクズガニ
川内川	さつま町	アユ、コイ、ウナギ、フナ、モクズガニ
川内川上流	伊佐市	アユ、コイ、ウナギ、フナ、オイカワ
川内川内水面	薩摩川内市	アユ、コイ、ウナギ、フナ、モクズガニ、シジミ、ハマグリ
甲突川	鹿児島市	アユ、コイ、ウナギ、モクズガニ
別府川	始良市	アユ、コイ、ウナギ
網掛川	始良市	アユ、コイ、ウナギ
思川	始良市	アユ、コイ、ウナギ、モクズガニ
松永	霧島市	アユ、コイ、ウナギ、フナ
日当山天降川	霧島市	アユ、コイ、ウナギ、フナ
検校川	霧島市	アユ、ウナギ、モクズガニ
手籠川	霧島市	アユ、コイ、ウナギ、フナ
天降川	霧島市	アユ、コイ、ウナギ、フナ
安楽川	志布志市	アユ、コイ、ウナギ、モクズガニ
川辺広瀬川	南九州市	アユ、コイ、ウナギ、モクズガニ、テナガエビ
末吉町内水面	曾於市	コイ、ウナギ、フナ

5. 第5章 参考資料

5.1 資料1 (水利使用に係る技術に関すること)

(事務連絡)
平成22年3月30日

各地域振興局農村整備課技術主幹
各地域振興局支所農村整備課技術主幹
熊毛・大島支庁農村整備課技術主幹
大島支庁各事務所農村整備課技術主幹
屋久島事務所農林普及課技術主幹兼農村整備係長
喜界事務所農村整備第一係技術主幹

殿

農地整備課技術補佐
農地建設課技術補佐

既設頭首工の改修に係る事業採択前の水利権協議について

このことについて、農業農村整備事業実施に係る頭首工（県管理河川設置及び慣行水利権を持つ施設）の改修において、河川管理者である県河川課と河川法第23条（流水の占有の許可）の協議を適宜実施しているところです。

しかしながら、慣行水利権から許可水利権へ切り替えを行うこととなった場合に、申請から許可までに長期間を要し、適正な工期を確保できない事態や、地区によっては工事着手困難となっている事態も発生しています。

ついては、既設頭首工の改修を農業農村整備事業の新規地区として申請する場合の水利権協議の手続きを、以下のとおり定めましたので関係市町村へ周知をお願いします。

なお、この通知は平成23年度新規採択希望地区から適用します。

記

1. 慣行水利権が認められている頭首工を、農業農村整備事業で整備する場合は、事業申請者が予め河川法第23条に係る事前協議を、事業採択前までに済ませておくこと。
2. 上記1により、慣行水利権から許可水利権へ切り替えることとなった場合、事業採択後、事業主体により許可水利権の取得手続きを行うこと。
3. 県が許可水利権を取得した場合、事業完了後に施設と併せて水利権を譲渡すること。
4. 河川課へは、各地域振興局・支庁建設部等を通じて協議すること。

【県営事業のフロー】

事業実施までの年度割表(水利権を伴う協議)

【現行】

年次	1年目	2年目	3年目	4年目
事業主体	市町村	市町村	県	県
県手続		4月～ 公共事業調整 来年度新規採択希望地区 県・局ヒアリング	4月～ 事業採択・事業着手 測量設計業務 河川管理者との事前協議 (構造協議のみ)	4月～ 申請書提出 ・23条(水利権) 慣行→許可 ・24条(占用) ・26条(改築) 10月～ 工事着手
市町村手続	事業計画書作成 予備協議(構造協議) ・24条(占用) ・26条(改築)	事業計画書修正		※水利権協議が長引き、非かんがい期である10月から工事着手出来ない事例も多い。「調書の不備や指摘後の回答が遅い」との河川課の指摘



【改訂】改訂の目的

事例1: 事業採択後に水利権協議を行ったところ、受益面積が増えていたにも関わらず、水利権を更新していない。
事例2: 事業採択後に初めて水利権協議を行い、これに期間を要し適正な工期を確保出来ない。
上記のような事例発生を避けるために、水利権協議を事前に行っておく。

年次	1年目	2年目	3年目	4年目
事業主体	市町村	市町村	県	県
県手続		4月～ 公共事業調整 来年度新規採択希望地区 県・局ヒアリング	4月～ 事業採択・事業着手 測量設計業務 河川管理者との事前協議 (構造協議・水利権協議) ※必要調書は別添「参考資料」の項目2の(3)～(7)	4月～ 申請書提出 ・23条(水利権) 慣行→許可 ・24条(占用) ・26条(改築) ※必要調書は別添「参考資料」の項目2の全て ～10月 工事着手
市町村手続	事業計画書作成 予備協議(構造協議) ・24条(占用) ・26条(改築) 水利権事前協議(慣行→許可事前協議) ・面積の算定 ・取水量の算定 ※必要調書は別添「参考資料」の項目1 打合書を残しておく	事業計画書修正 受益面積、取水量が増加しない場合 受益面積、取水量が増加する場合 ↓ 正常流量等必要項目の検討(協議結果によっては、事業申請先送り)		※実施1年目までに構造協議・水利権協議を終えているため、申請書提出から許可までの期間が短縮される。

【参考資料】

受益面積や取水量が増加しない場合、かつ取水口の位置に変更がない場合の事前協議及び提出資料等は、概ね以下のとおりとなります。地区により協議内容、提出資料が変わりますので、河川協議の際に確認して下さい。

1. 事前協議内容及び資料（申請者（市町村）←→県河川課）

- (1) 計画概要（位置・規模・構造等）
- (2) 取水量の算定（受益面積による算定）※受益面積の根拠資料も添付
- (3) 慣行水利権放棄について（許可水利権を取得する場合、慣行水利権を放棄する必要がある）
- (4) 慣行水利権届出書の写し（慣行水利権を証明する書類）
- (5) 地積図・登記簿（所在地の確認）

2. 事業採択後の協議内容及び提出資料（事業主体（県 or 市町村）←→県河川課）

- (1) 別記様式第八（甲）：別添様式
- (2) 乙の1：別添様式
- (3) 計画概要：計画概要書等
- (4) 取水量の算出根拠：事前協議時の資料
- (5) 計算書：水理計算書・構造計算書・計画洪水量・占有面積計算書
- (6) 付表：流量表・工程表
- (7) 図面：位置図（1/50,000）・平面図・縦断図・横断図・構造図・丈量図
- (8) 工事費概算書：積算資料
- (9) その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書

詳細については、別添「資料1」参照。

※受益面積や取水量等が増える場合は、上記2に併せて「河川法施行規則第11条第2項第1号ハ、ニを提出する必要があります。

河川法施行規則第11条第2項第1号ハ

ハ 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

河川法施行規則第11条第2項第1号ニ

ニ 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要

（イ）治水

（ロ）関係河川使用者（法第28条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く）

（ハ）竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航

（ニ）漁業

（ホ）史跡、名勝及び天然記念物

※その他「正常流量の手引き（案）」に基づく正常流量について整理した資料

- 新規の許可申請の場合
 - ・ 水利使用 河川法施行規則第 11 条
 - ・ 土地の占用 河川法施行規則第 12 条
 - ・ 工作物の新築等 河川法施行規則第 15 条
- ・ 土地の占用及び工作物の新築等に係る許可の申請については、第 11 条に掲げる図書と重複するものについては、省略を認める。

- 慣行から許可へ切替える場合

(受益面積や取水量が増加しない場合(ただし、近年において当該水系で水不足が生じていない河川に限る)かつ、取水口の位置に変更がない場合のみ)

 - ・ 水利使用に関する申請の添付図書(河川法施行規則第 11 条)のうち、河川法施行規則第 11 条第 2 項第 1 号ハ、ニについて省略を認める。
 - ・ 土地の占用及び工作物の新築等に係る許可の申請については、第 11 条に掲げる図書と重複するものについては、省略を認める。
 - ・ 第 12 条第 2 項第 6 号「その他参考となるべき事項を記載した図書」として、占用箇所の登記簿及び附図を添付すること。

河川法施行規則(抄)

(水利使用の許可の申請)

- 第 11 条 水利使用に関する法第 23 条、第 24 条、第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の許可の申請は、別記様式第八の(甲)及び(乙の 1)による申請書の正本一部及び別表第一に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- 1) 次に掲げる事項を記載した図書
- イ 水利使用に係る事業の計画の概要
 - ロ 使用水量の算出の根拠
 - ハ 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
 - ニ 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要
 - (イ) 治水
 - (ロ) 関係河川使用者(法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。)の河川の使用
 - (ハ) 竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航
 - (ニ) 漁業
 - (ホ) 史跡、名勝及び天然記念物

ホ 法第44条第1項のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の概要

2) 工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあつては、工事計画に係る次の表に掲げる図書

区分	図書		備考
法第44条第1項のダム以外の工作物の新築又は改築に関する工事計画	計算書	工作物に関する水理計算書	ダム又は堰以外の工作物については、作成することを要しない。
		工作物に関する構造計算書	
		計画洪水流量及び背水に関する計算書	
		占用面積計算書	
	付表	水位及び流量表	
		工程表	
	図面	位置図	縮尺五万分の一の地形図とする。
		実測平面図	ダム又は堰以外の工作物については、作成することを要しない。
		実測縦断面図	
		実測横断面図	
		工作物の設計図	
		占用する土地の丈量図	
	工事費概算書		
	その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書		

3 法第38条 ただし書の同意をした者があるときはその同意書の写し並びに同意をしない者があるときはその者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）並びに同意をするに至らない事情を記載した書面

4 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは工作物を使用して水利使用を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあつては、その使用又は改築若しくは除却について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

5 水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

6 第39条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面

7 その他参考となるべき事項を記載した図書

(土地の占用の許可の申請)

第12条 法第24条の許可(水利使用又は法第26条第1項の許可を受けることを要する工作物の新築若しくは改築に関するものを除く。)の申請は、別記様式第八の(甲)及び(乙の2)による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 1) 土地の占有に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 2) 縮尺五万分の一の位置図
- 3) 実測平面図
- 4) 面積計算書及び丈量図
- 5) 土地の占有に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 6) その他参考となるべき事項を記載した図書

(工作物の新築等の許可の申請)

第15条 工作物の新築、改築又は除却(以下この条において「新築等」という。)に関する法第24条又は第26条第1項の許可(水利使用に関するもの又は法第26条第1項の許可を受けることを要しない工作物の新築若しくは改築に関する法第24条の許可を除く。)の申請は、別記様式第八の(甲)及び(乙の4)による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 1) 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 2) 縮尺五万分の一の位置図
- 3) 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図
- 4) 工作物の設計図(工作物の除却にあつては、構造図)
- 5) 工事の実施方法を記載した図書
- 6) 占用する土地の面積計算書及び丈量図
- 7) 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 8) 新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 9) その他参考となるべき事項を記載した図書

許 可 申 請 書

年 月 日

殿

申請者 住 所

氏^{ふりがな}名

印

別紙のとおり 河川法第 条 の許可を申請します。
河川法施行令第 条

備 考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(乙の1)

(水利使用)

1 河川の名称

2 水利使用の目的

3 取水口、注水口又は放水口の位置

4 取水量等

5 取水の方法

6 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は は占用の場所	工作物の構造 又は能力	占用面積	摘要

7 土地の掘さく等

種類	場所	土地の面積	摘要

8 水利使用の期間

9 工期

備 考

- 1 「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。
- 2 「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒（一日最大取水量、一日最大使用水量、年間総取水量及び一日平均取水量にあつては、立方メートル）とすること。
 - (2) 発電のためにする水利使用にあつては、最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。
 - (3) かんがいのためにする水利使用にあつては、しろかき期その他の期間別の最大取水量（最大取水量に 86,400 秒を乗じて得た量と一日最大取水量とが異なるときは、最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、かんがい面積を付記すること。
 - (4) その他の水利使用にあつては、最大取水量及び一日最大取水量（一定の期間ごとに最大取水量又は一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、水道のためにする水利使用にあつては、給水人口を付記すること。
 - (5) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。
 - (6) 年間総取水量又は一日平均取水量を定めて水利使用を行うときは、これを記載すること。
 - (7) ダムによる流水の貯留を利用して取水するときは、その旨並びに当該ダムの名称、位置及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）を記載すること。
 - (8) その他責任放流等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 3 「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 「占用面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占用面積を記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。
- 4 「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 河川区域内の土地における土捨場の設置、土地を掘さくその他の形状を変更する行為（工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、捨土量、掘さく土量等を記載すること。
- 5 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

5.2 資料2（許可工作物の技術に関すること）

平成23年2月14日

各地域振興局建設部長
北薩地域振興局建設部甌島支所長
〃 参事（出水市駐在機関）
始良・伊佐地域振興局建設部参事（伊佐市駐在機関）
各支庁建設部長
各支庁事務所長

） 殿

河川課長

兼用工作物管理協定の取扱いについて（通知）

河川堤防と道路に係る兼用工作物管理協定については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、適切な事務処理をお願いします。

なお、平成21年3月31日付け河川課長通知「認定外道路との兼用工作物管理協定の取扱いについて」は、本通知以後は廃止することとします。

記

- 1 河川堤防との兼用工作物管理協定を締結できるのは、道路法上の路線認定を受けた道路に限り、それ以外の道路との兼用工作物管理協定の締結は認めないこととすること。
- 2 協定締結は、道路管理者との間で兼用工作物管理協定書を交わす方法によること。
- 3 事務処理等に係る詳細な手続については、別添資料「河川堤防と道路に係る兼用工作物管理協定について」を参考にすること。
- 4 兼用工作物管理協定を締結するに当たっては、事前に河川課と協議を行うこと。

(別添資料)

平成23年2月14日
河 川 課

河川堤防と道路に係る兼用工作物管理協定について

1 目的

兼用工作物の工事，維持又は操作について，協議により，河川管理の特例を定めることを目的とする。

ここでいう兼用工作物とは，河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物とが相互にその効用を兼ねる施設又は工作物のことである。

県内の兼用工作物は，その大半が堤防を道路として兼用するものであるが，河川管理者としては，道路の重要性は認めつつ，河川の改修状況等を加味する必要があることから，堤防を道路との兼用工作物とするに当たっては，以下により，慎重かつ十分な審査を行うこととする。

2 手続

(1) フローチャート

	道路管理者	地域振興局, 支庁	河川課
路線 認定	路線認定協議 ↓ 路線認定 (議会の議決) ↓ 区域指定	→ 書面, 現地調査 ↓ 承認 ←	
河川法 許可	↓ 許可申請 (第24, 26, 27条) ↓ 工事	→ 書面審査 ↓ 許可 ←	
兼用 協定	↓ 兼用協定協議 (第17条第1項) ↓ 供用開始	→ 進達 ※必要があれば, 第3条第2項の同意 ←	→ 書面審査 ↓ 協定締結 (第17条第2項告示)

※ 区画整理事業に伴う道路の場合は, 事業の承認を受けているため, 路線認定及び区域指定は工事後となる。

(2) 兼用協定協議図書

- ア 管理協定書 (案) 2部 (河川管理者, 道路管理者)
- イ 河川法第24条, 第26条, 第27条の許可書の写し
- ウ 路線認定書 (原本証明)
- エ 位置図 (1/50,000程度)
- オ 実測平面図 (1/2,500程度)
- カ 標準断面図 (縦: 1/100程度, 横: 1/200程度)
- キ 写真
- ク 地籍図 (字図)
- ケ 地域振興局建設部長等の意見 (進達時に添付)

3 審査（チェックポイント）

(1) 道路の構造等について

- ア 道路として使用する堤防は、完成堤であること。
- イ 舗装（従前から舗装されているものを除く）については、次のとおりとする。
 - (ア) 舗装（路盤を含まない）は、堤防定規断面の外に設置すること。
 - (イ) コンクリート舗装は認めない。
- ウ 路面の勾配
 - (ア) 裏小段利用の場合は原則として片勾配とし、やむを得ず両勾配となる場合は排水施設を設ける。
 - (イ) 天端利用の場合は、両勾配とする。
 - (ウ) 裏小段利用の場合合法尻保護工を設けるものとし、堤防の法面保護について十分考慮した構造とすること。
- エ 堤防の法勾配については、原則として従来と同じか、これより緩やかにすること。
- オ 道路標識、交通信号機等については、河川管理上支障とならない工法・構造とし、可能な限り堤防定規断面外に設置すること。
- カ その他、道路の使用上、道路と不可分の関係にある工作物の設置に当たっては、原則として次の各号に適合するものであること。
 - (ア) 周辺に適当な民有地がないこと。
 - (イ) 計画堤防天端幅外で川裏側に設置すること。

(2) 兼用工作物管理協定について

- ア 道路管理者と締結する兼用工作物管理協定は、別紙1「兼用工作物管理協定」によること。
- イ 協定締結の前に法第24条、第26条及び第27条の許可を受けていること。
また、道路管理者が追加拡幅した堤防敷以外の部分を道路として兼用する場合、その拡幅部分を河川管理施設とした上で協定を締結する必要があるため、許可申請時に法第3条第2項に規定する同意書を提出させること。
- ウ 兼用工作物、占用、維持管理及び法第3条同意のそれぞれの範囲等については、別紙2「兼用の区域について」を参考とすること。
- エ その他、「堤防と道路との兼用工作物管理協定（準則）について」（昭和47年6月19日建設省河政発57・道政発49河川局長・道路局長通達）を参考とすること。

(参考) 認定外道路等の取扱いについて

1 認定外道路との兼用工作物管理協定について

河川堤防は、河川を管理するための通路であり、一般の車両通行等の用に供するためのもではなく、また、河川敷地の占用は、その機能上、河川敷地に設ける以外に方法がないもの、すなわち占用の必然性を有するもののみが認められる。

その点では堤防兼用道路も占用の必然性があるとは言えず、堤内地に独自の用地を取得して設けることも可能である。

河川堤防を道路として兼用（舗装等）することについては、

- ① 道路排水による堤防法面及び法肩の損傷を招くこと
- ② 路面舗装により、堤防の異常（空洞等）を発見しにくいこと
- ③ 河川巡視や水防活動に支障があること
- ④ 両岸の堤防の高さに差異が生じること

等の河川管理上の問題があるため、原則として認められないところであるが、道路法上の道路として構造基準を満たし、道路管理者が道路法に基づく維持管理及び安全対策を講じる場合には、河川管理者との協議により特例的に河川法第17条に基づき兼用を認めているところである。

一方、認定外道路については、構造、維持管理、安全対策等の面で種々問題があることから、兼用は認めないものとする。

2 河川管理用通路の舗装について

河川管理用通路の舗装については、両岸の堤防の高さに差異が生じることや堤防の異常を発見しにくいことなどから、原則認めないものとする。

ただし、国又は地方公共団体が法第24条及び第26条の許可を受けることを条件に、簡易舗装又は防塵舗装に限り認めることとする。

また、過去に占用許可や覚書で舗装（簡易舗装、防塵舗装を除く。）を認めたものについては、占用許可更新の際に、許可受者に対し簡易舗装や防塵舗装への変更を促し、改善を図ることとする。

国又は地方公共団体に対し、法第24条及び第26条の許可をする場合に留意すべき事項は次のとおりである。

(1) 申請書添付図書について

舗装することにより自動車等の通行量が増加することが予想されることから、許可申請書には次の図書を添付させることとする。

- ア 危険防止措置の概要
- イ 緊急時の連絡体制
- ウ 維持管理の方法（通行の障害とならないよう草刈を行うこと等）

(2) 許可の条件について

許可に当たっては、次の条件を付すこととする。

- ア 占用工作物を原因とする損害については、許可受者が責任を負うこと。
- イ 河川が被災したことに伴う占用工作物の損傷について、河川管理者は責任を負わない。

(別紙1) ○○川○岸堤防と○○道○○線 との兼用工作物管理協定書

(目的)

第1条 この協定は、兼用工作物について河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項及び第66条並びに道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項本文及び第55条第1項の規定に基づき、その管理の方法及び管理に要する費用の負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(兼用工作物の範囲等)

第2条 この協定の対象となる兼用工作物は、○○地先から○○地先までの間において、○○川水系○○川の○岸堤防と○○道○○線とが相互に効用を兼ねるもの又は相互に効用を兼ねる部分とする。

2 兼用工作物の位置及び範囲は、別図のとおりとする。

(兼用工作物の管理)

第3条 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。ただし、路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。

2 兼用工作物の災害復旧（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業（同条第3項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、河川管理者又は道路管理者がこれを行うものとする。

(1) 災害復旧が専ら道路専用施設に係る場合 道路管理者

(2) 災害復旧が専ら道路専用施設以外の部分に係る場合 河川管理者

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 その都度協議して定めるところにより、河川管理者又は道路管理者

3 前2項の規定によるほか、河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は河川管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。ただし、河川管理者は、道路専用施設については河川法第18条又は第67条の規定による権限を行使しないものとし、道路管理者は、当該施設以外の部分については道路法第22条第1項又は第58条第1項の規定による権限を行使しないものとする。

(協議等)

第4条 河川管理者又は道路管理者は、前条の規定により次の各号に掲げる兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ道路管理者又は河川管理者と協議するものとする。協議した事項を変更する場合においても、同様とする。

- (1) 兼用工作物の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧（維持又は修繕にあつては兼用工作物の管理上重要なものに限り、災害復旧にあつては前条第2項ただし書の規定による協議に係るものを除く。）
 - (2) 兼用工作物に係る河川法第18条、第20条本文、第24条、第26条第1項、第27条第1項本文、第31条第2項、第67条、第75条第1項若しくは第2項、第90条第1項若しくは第95条又は道路法第22条第1項、第24条本文、第32条第1項若しくは第3項、第34条前段、第35条前段、第37条第1項、第40条第2項、第46条第1項、第58条第1項、第71条第1項若しくは第2項若しくは第87条第1項の規定による権限の行使
- 2 河川管理者又は道路管理者は、前条第2項又は前項の規定による協議に係る兼用工作物の管理を行った場合においては、それぞれ道路管理者又は河川管理者に通知するものとする。前項の規定により緊急やむを得ない事情があつて協議することができなかった兼用工作物の管理を行った場合においても、同様とする。
- 3 河川管理者又は道路管理者は、第1項各号に掲げる兼用工作物の管理で、兼用工作物の管理上定型的なものについては、同項の規定による協議又は前項の規定による通知を包括して行うことができる。
- 4 河川管理者又は道路管理者は、前条の規定により道路管理者が行うものとされている兼用工作物の管理で、堤防の管理上特に必要があると認められるもの又は同条の規定により河川管理者が行うものとされている兼用工作物の管理で、道路の管理上特に必要があると認められるものについて、それぞれ道路管理者又は河川管理者に対し、適時かつ適切にこれらを行うように要請することができる。

(道路の占用料)

第5条 道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、道路法第39条第1項本文の規定による占用料を徴収しないものとする。

(兼用工作物の管理に要する費用)

第6条 兼用工作物の管理に要する費用は、第3条の規定により河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては河川法第59条の規定により堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、第3条の規定により道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路法第49条の規定により道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。ただし、次の各号に掲げる兼用工作物に関する工事に要する費用の負担については、その都度河川管理者と道路管理者とが協議するものとする。

- (1) 河川管理者が道路専用施設以外の部分について行う工事で、道路管理者が行う工事又は行為により必要を生じたもの
- (2) 道路管理者が道路専用施設について行う工事で、河川管理者が行う工事又は行為により必要を生じたもの

(雑則)

- 第7条 兼用工作物の管理の方法又は管理に要する費用の負担で、第3条から前条までの規定によることが適当でないと認められるものについては、その都度河川管理者と道路管理者とが協議するものとする。この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項についても、同様とする。
- 2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、河川管理者と道路管理者とが協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 年 月 日から実施する。

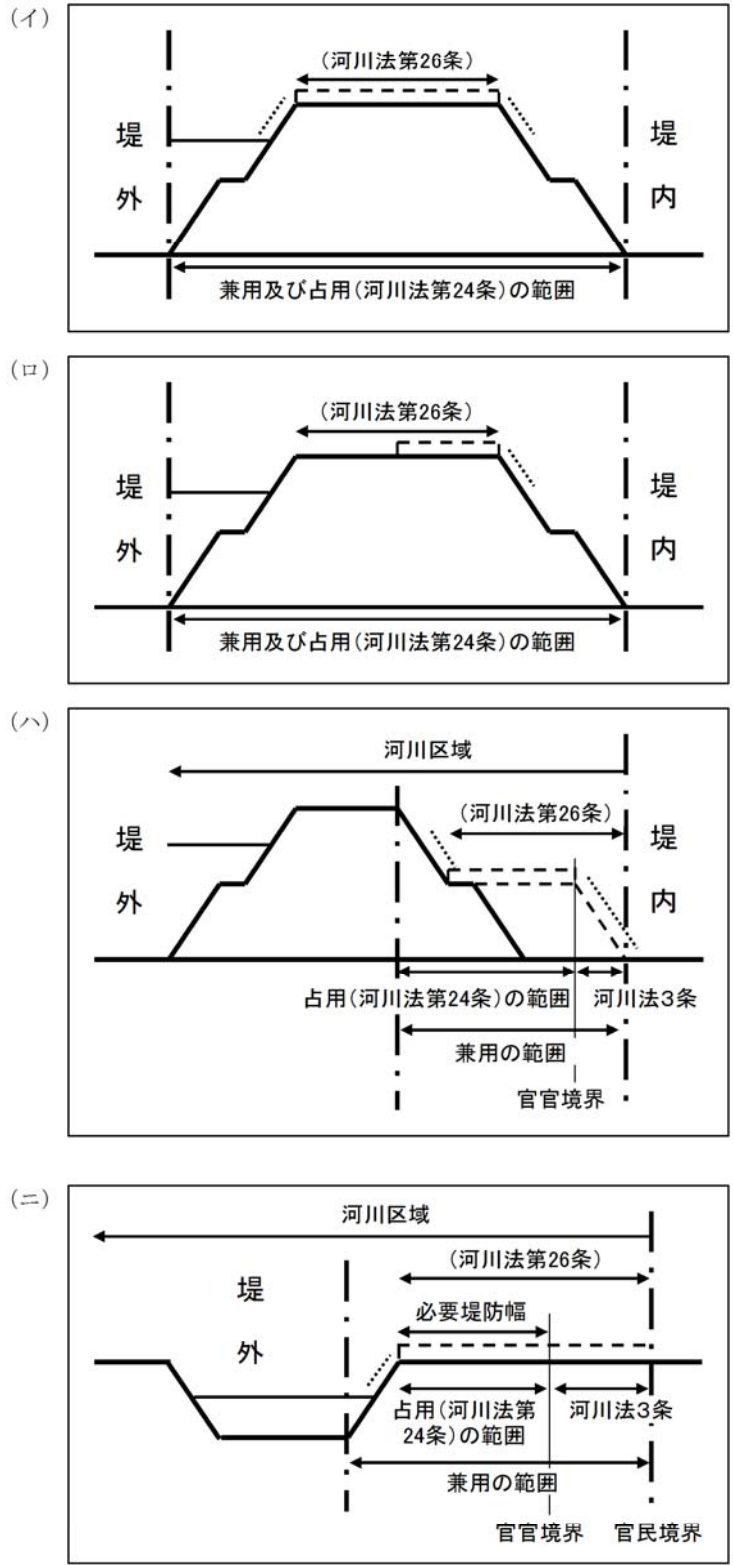
この協定を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

河川管理者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路管理者 ○○市(町村)
代表者 ○○市(町村)長 ○○○○

(別紙2) 兼用の区域について



- ① — — と — — の間は、兼用工作物の範囲であることを示す。
- ② - - - - の部分は、道路管理者が築造した部分であることを示す。
- ③ は、道路管理者の維持管理範囲を示す。

5.3 資料3 (附帯工事に係る様式1～7)

(様式1)

	〇〇〇局河第〇 〇 〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日
工作物の管理者 殿	〇〇〇地域振興局建設部長
〇〇〇川〇〇〇事業の施行に伴う河川附帯工事の発生について (通知)	
貴職管理の (工作物の名称) は、当局で施行の〇〇川〇〇〇事業により (改築・継足等) が必要となりましたので通知します。	
なお、(改築・継足等) 工事の構造、費用負担方法及び施行主体等については、後日協議したいのであらかじめ後検討をお願いします。	
	問い合わせ先 〇〇〇課〇〇〇係 担当: 〇〇〇 (内線〇〇〇)

(様式2)

	〇〇〇局河第〇 〇 〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日
工作物の管理者 殿	〇〇〇地域振興局建設部長
〇〇〇川〇〇〇事業の施行に伴う河川附帯工事の実施計画について (通知)	
平成〇年〇月〇日付〇〇局河第〇〇号で通知しました〇〇川〇〇〇事業のにより必要が生じた (〇〇の改築・継足等) 工事については、別冊計画書に基づき実施することになりましたので通知します。	
	問い合わせ先 〇〇〇課〇〇〇係 担当: 〇〇〇 (内線〇〇〇)

〇〇〇川〇〇〇工事附帯〇〇〇工事の工事計画書

1. 工作物の名称又は種類
2. 施工場所 鹿児島県〇〇市郡〇〇町村大字〇〇△△番地先
3. 法第26条の許可権者並びに許可の番号及び年月日
4. 工 期
5. 工事の設計及び実施計画

国庫（都道府県）負担 円

6. 工 費 円

工作物の管理者負担 円

(二年以上にわたる工事について下記内訳を記入すること。)

区 分	総予算額	〇年度支出額	本年度支出額	今後所要額
国庫(都道府県)負担額				
工作物の管理者負担額				

内 訳

費 目	工 種	細 目	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要

7. その他参考となるべき事項

- 備考(1) 工作物の管理者が負担すべき金額がある場合においては、その負担金の算定の基礎となった計算書を添付すること。
- (2) 「費目」欄は、本工事費、用地費、機械器具費、工事雑費等に区分し、「工種」欄は基礎工、本體工等に区分して記載すること。
- (3) 1位代価表を添付すること。
- (4) 位置図 1/50,000 一般図(平面図その他) 1/100~1/500 構造図 1/20~1/50 を添付すること。
- (5) 2年以上にわたる工事等の当該年度分の工事計画書には前年度までの施工済額を「摘要」欄に記入すること。
- (6) 2年以上にわたる工事については、「全体工事計画書」及び「各年度計画書」を本様式により各別に作成し、その旨を標題に明記すること。(第2年度以降においては、「全体工事計画書」は不要)

(様式4)

〇〇〇局河第〇 〇 〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

工作物の管理者 殿

〇〇〇地域振興局建設部長

〇〇川〇〇〇事業の施行に伴う河川附帯工事の引継ぎについて（通知）

平成〇年〇月〇日付で締結した平成〇年度〇〇〇川〇〇〇事業の施工に伴う協定書
第〇条により下記のとおり竣工したので引き継ぎたく通知します。

記

- 1 工作物の名称又は種類：〇〇〇
- 2 竣工年月日：平成〇年〇月〇日
- 3 精算額：一金〇〇〇〇〇〇円也
- 4 引継ぎ年月日及び場所：平成〇年〇月〇日 現地

問い合わせ先

〇〇〇課〇〇〇係

担当：〇〇〇（内線〇〇〇）

(様式5)

工 作 物 引 渡 書

引渡人〇〇〇建設部長〇〇〇を甲とし、引受人〇〇〇長△△△を乙とし、おのおの
対等の立場における合意に基づいて下記のとおり引渡しを完了する。

記

- 1 工作物の名称又は種類：〇〇〇
- 2 工作物の設置場所：〇〇市〇〇町〇〇地内
- 3 河川法第26条の許可権者並びに許可番号及び年月日
：〇〇〇長〇〇〇
- 4 引渡後の管理：引渡後の維持管理は河川管理上支障ないよう乙が行う

上記引渡しの証として、当事者記名押印のうえ、各自一通を保持する。

引渡人	〇〇〇建設部長	〇〇〇	印
引受人	〇〇〇長	△△△	印
立会人	〇〇〇課〇〇〇係	〇〇〇	印
立会人	〇〇〇課〇〇〇係	〇〇〇	印

(様式6)
(記載例)
(河川管理者が実施主体の場合)

基本協定書

〇〇〇道〇〇〇線 〇〇〇事業と二級河川〇〇〇川(〇〇〇橋) 〇〇〇事業と(以下「工事」という)の施工について、道路管理者〇〇〇(以下「甲」という。)と、受託者 河川管理者鹿児島県知事 〇〇〇(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(設計及び施工)

第1条 工事の設計は、別冊設計図書のとおりとし、乙が施工するものとする。
工事の施工は、平成〇〇年度から平成〇〇年度までとする。

(工事の費用及び負担)

第2条 工事に要する費用は、乙の定めた基準により算定するものとする。

- 1 甲は、この算定した実施計画額のうち、昭和43年8月1日付建設省都市局長、同河川局長、同道路局長の三局長通達「河川工事又は、道路工事により、必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」より算定した額を負担するものとする。
- 2 工事の全体額は一金〇〇〇円とし、そのうち甲の負担額は一金〇〇〇円とし、乙の負担額は一金〇〇〇円とする。

(実施協定の締結)

第3条 甲及び乙は、各年度における工事の範囲、構造、費用負担額、負担金の支払い等この協定の実施に必要な事項について、別途実施協定を締結するものとする。

(設計変更による負担金の協議)

第4条 工事施工中に設計図書の変更をしようとする場合において、その変更が負担金の額の変更を伴うときは、乙はあらかじめ甲に協議するものとする。

(天災その他不可抗力による損害の処理)

第5条 工事の施工に伴う損害は、甲、乙いずれかの責に帰する場合を除き、甲、乙の協議により処理するものとする。

(事業費の精算)

第6条 乙は、工事が完成したら速やかに完成調書を作成し、甲に提出するものとする。

(目的物の引渡し)

第7条 甲が前条の完成書類を受領したときは、乙は速やかに当該目的物のうち、河川管理施設を甲に引渡すものとする。

(残存物件の処理)

第8条 事業が完成したことによって生ずる残存物件の処理については、甲、乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に係る疑義は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、記名押印の上、甲、乙が各1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住 所 〇〇〇
道路管理者 〇〇〇

乙 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県 (河川管理者)
鹿児島県知事 〇〇〇

(様式7)

(記載例)

平成〇〇年度実施協定書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで締結した基本協定書第3条の規定により、平成〇〇年度工事(以下「工事」という。)について、委託者 道路管理者 〇〇〇(以下「甲」という。)と、受託者 河川管理者 鹿児島県知事 〇〇〇(以下「乙」という。)は、次のとおり協定する。

(工事の名称等)

第1条 工事の名称，工事場所，工事費，工事内容は，次のとおりとする。

- (1) 工事名 〇〇〇
- (2) 工事場所 〇〇〇
- (3) 工事費 一金 〇〇〇円也
- (4) 工事内容 橋梁工事

(設計及び施工)

第2条 工事の設計は，別冊設計図書のとおりとし，乙が施工するものとする。

(工事費用及び負担の方法)

第3条 工事の事業費は，一金〇〇〇円とし，その内甲の負担額は，一金〇〇〇円，乙の負担額は，〇〇〇円とする。

- 2 事務費の額は甲の負担額の〇%以内とする。
- 3 甲は，乙の発行する納入通知書に基づきその負担額を納入すること。
- 4 前項に定める金額は社会経済情勢，その他の特別な事情の変化により物価に変動を生じた場合は，甲，乙が協議し変更することができるものとする。

(設計変更による負担金の協議)

第4条 工事施工中に設計図書の変更をしようとする場合において，その変更が負担金の額の変更を伴うときは，乙はあらかじめ甲に協議するものとする。

(天災その他不可抗力による損害の処理)

第5条 工事の施工に伴う損害は，甲，乙，いずれかの責に帰する場合を除き，甲乙の協議により処理するものとする。

(事業費の精算)

第6条 乙は工事が完成したら速やかに完成調書を作成し，甲に提出するものとする。

(目的物の引渡し)

第7条 甲が前条の完成調書を受理したときは，乙は速やかに当該目的物を甲に引き渡すものとする。

(残存物件の処理)

第8条 事業が完成したことによって生ずる残存物件の処理については、甲、乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に係る疑義は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、記名押印の上、甲、乙が各1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇年〇〇日

甲 住 所 〇〇〇
道路管理者 〇〇〇

乙 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県（河川管理者）
鹿児島県知事 〇〇〇

5.4 資料4(橋梁の改築並びに拡幅による費用の負担について(河川法第19条, 第21条))

道路橋及びJR橋を河川改修により架け替える場合は、以下のような費用負担方法が定められている。

[管理者負担のあるもの(他事業との合併施工)]

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 国道橋 | |
| (国土交通省管理) | 三局協定により負担金で納入し、道路管理者が施工 |
| (鹿児島県管理) | 三局協定の負担割合で、合併施工 |
| (2) 県道橋 | 三局協定の負担割合で、合併施工 |
| (3) 市町村道橋 | 三局協定の負担割合で、受託費として河川管理者が施工 |
| (4) JR橋 | 河川管理者と鉄道事業者との協議により決定 |

5.4.1 三局協定に基づく費用負担

三局協定に基づく費用負担三局協定とは、都市局、河川局及び道路局(三局)相互に関連する橋梁の架け替えについての取扱いを定めたもので、同協定に関する通達は下記のとおりである。

5.4.1.1 河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について(通達)

昭和43年8月1日、建設省都街発第31号、建設省河治発第87号、建設省道総発第240号、各地方建設局長、北海道開発局長、各都道府県知事、各指定都市の市長あて 建設省都市局長、建設省河川局長、建設省道路局長通達

標記について、今後下記により取り扱うこととしたので、その取扱いについて遺憾のないようにされたい。

記

- 相互に関連する河川工事及び道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の改築に要する費用については、次に定めるところによるものとする。
 - 橋梁が質的に改良される場合においては、橋梁の改築に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担する。ただし、橋梁の拡幅のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。
 - 橋梁が質的に改良されない場合においては、橋梁の改築に要する費用は河川管理者が負担する。ただし橋梁の拡幅のため必要となる費用については、道路管理者が負担する。
 - (1)の場合において、取付道路の改築に要する費用は河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担し、(2)の場合において、取付道路の改築に要する費用は、河川管理者が負担する。ただし、取付道路の拡幅のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。
- 河川工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の改築に要する費用は、1に定める場合を除き、河川管理者が負担するものとする。
- 道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の新設又は改築に要する費用については、1に定める場合を除き、次に定めるところによるものとする。

- (1) 橋梁及び取付道路の新設又は改築は、当該河川の改修計画に合わせて行なうものとし、これに要する費用は、道路管理者が負担する。
 - (2) 橋梁及び取付道路の新設又は改築が当該河川の改修計画の実施に先行して暫定的に行なわれた場合においては、後に当該改修計画が実施されることにより必要となる当該橋梁及び取付道路の改築に要する費用は、道路管理者が負担する。ただし、当該改修計画が著しく変更されて実施される場合には、当該橋梁及び取付道路の改築に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担する。
4. 新たに開削される河川が既存の道路を横過するために必要となる橋梁及び取付道路の新設に要する費用又は既存の河川について不要となる橋梁の撤去、河川の埋戻し等に要する費用については、次に定めるところによるものとする。
- (1) 橋梁及び取付道路の新設に要する費用は、(2)に定める場合を除き、河川管理者が負担する。ただし、既存の道路より橋梁を拡巾するため必要となる費用については、その費用のうち、道路の一連の工事として実施される幅員の範囲内に係るものは、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担し、それ以外に係るものは、道路管理者が負担する。
 - (2) 新設される橋梁と既存の河川の橋梁が道路の同一路線にある場合において、橋梁の新設により既存の河川の橋梁が不要となり、かつ新設される橋梁が不要となる橋梁に比べ質的に改良されるときは、橋梁及び取付道路の新設に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担し、既存の河川において不要となる橋梁の撤去、河川の埋戻し等に要する費用は、河川管理者が負担する。ただし、新設される橋梁と不要となる橋梁との前後道路の幅員が著しく異なるときは、河川管理者及び道路管理者が協議して費用の負担区分を定める。
5. 相互に関連する河川工事及び道路の新設工事に必要となる新たに開削される河川に係る橋梁及び取付道路の新設に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担するものとする。
6. この通達の適用前に架設されている橋梁が地盤沈下により低下している場合において、河川工事により必要となる橋梁及び取付道路の嵩上に要する費用は、1又は2の定めにかかわらず、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担するものとする。
7. この通達の適用後に架設された橋梁及び取付道路が地盤沈下により嵩上の必要を生じた場合においては、その嵩上に要する費用は、道路管理者が負担するものとする。ただし、架設後における河川の改修計画の変更により橋梁及び取付道路の嵩上の必要を生じ、当該嵩上を地盤沈下により必要となる嵩上と同時に行なう場合においては、すべての嵩上に要する費用は河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担するものとする。
8. この通達は、河川工事については直轄河川改修事業、中小河川改修事業、小規模河川改修事業、高潮対策事業、災害関連事業又は災害助成事業に係る河川工事に、道路工事については高速自動車国道、一般国道（特殊改良三種事業の対象となったものを除く。）又は国庫補助事業若しくは有料道路事業の対象となった都道府県若しくは地方自治法第252条の19による指定都市の市道に係る道路工事について適用するものとする。
9. この通達に定めのない事項、この通達の適用に関し疑義を生じた事項又はこの通達により難い事情のあるものについては、関係者が協議のうえ定めるものとする。

5.4.1.2 河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について (解説)

(建設省都市局長，河川局長，道路局長通達) についての解説

(昭和43年8月建設省都市局，河川局，道路局)

I 定義等

1. 本通達及び本解説における用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) 「橋梁の新設」とは，撤去の対象となる橋梁のない場合の橋梁の新築をいう。
 - (2) 「橋梁の改築」とは，撤去の対象となる橋梁のある場合の橋梁の新築又は既設橋梁の拡巾，継足，嵩上をいう。
 - (3) 「橋梁の質的改良」とは，木橋の永久橋化，新設荷重の増大，支間の拡大等をいう。
2. 河川管理者及び道路管理者の費用負担の割振は，原則として巾員比又は面積比により積算し，架空設計による積算は行なわない。
3. 橋梁の改築に要する費用には，本工事費のほか，準備工，護岸工，旧橋撤去，附帯設備等の工事費及び調査設計委託費等の間接費を含む。
4. 取付道路の改築に要する費用には，本工事費のほか，用地及び補償費，準備工，水防用道路の補償工事，附帯設備等の工事費及び調査設計委託費等の間接費を含む。

II 逐条解説

1. 相互に関連する河川工事及び道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の改築に要する費用については，次に定めるところによるものとする。
 - (1) 橋梁が質的に改良される場合においては，橋梁の改築に要する費用は，河川管理者及び道路管理者がそれぞれその2分の1を負担する。ただし，橋梁の拡巾のため必要となる費用は，道路管理者が負担する。
 - (2) 橋梁が質的に改良されない場合においては，橋梁の改築に要する費用は，河川管理者が負担する。ただし，橋梁の拡巾のため必要となる費用は，道路管理者が負担する。
 - (3) (1) の場合において取付道路の改築に要する費用は，河川管理者及び道路管理者がそれぞれその2分の1を負担し，(2) の場合において取付道路の改築に要する費用は，河川管理者が負担する。ただし，取付道路の拡巾のため必要となる費用は，道路管理者が負担する。

(解説)

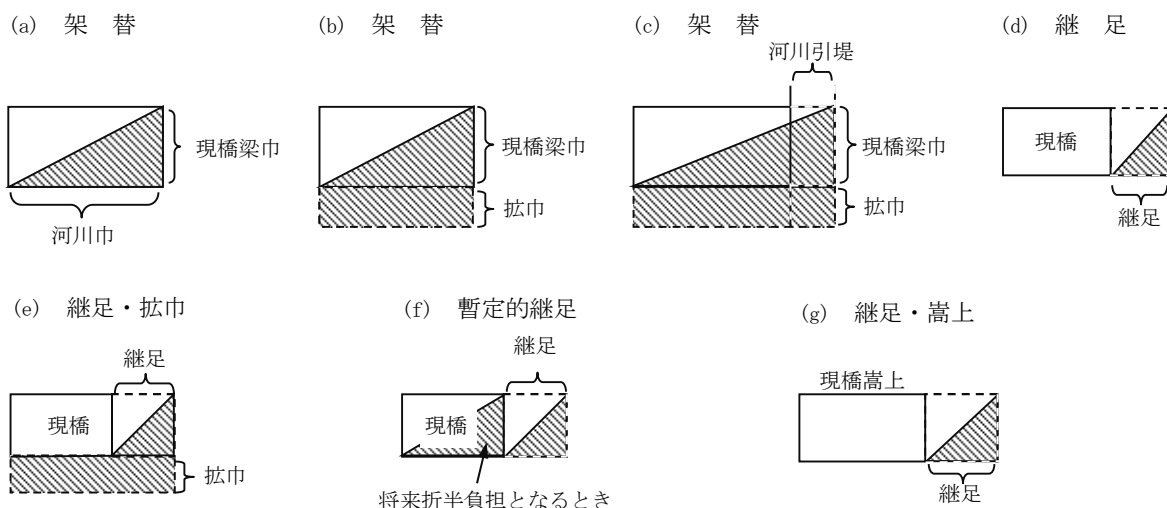
- 1-1 本項から3項までは，既存の河川に係る費用負担を規定したものである。
- 1-2 本項がこの通達の骨子であり，改築される橋梁が質的に改良される場合には，河川管理者及び道路管理者は，事前に十分な協議を行なって双方の事業の円滑な実施を図るものとする。
- 1-3 「相互に関連して」とは，原則として向う五ヶ年以内にそれぞれ改修又は改築が行なわれる場合をいう。
- 1-4 橋梁の拡巾によって必要となる費用は，河川の引堤分についても道路管理者が負担する。

- 1-5 既設橋梁が河川の改修計画に合っていない場合又は当該河川の基準支間長未満の場合において、当該橋梁の巾員をこの通達の適用後に、暫定的に拡大した場合（主として歩道部の暫定的増加をいう。）は、将来橋梁を改築する際においては、本項ただし書を適用し、この巾員増分は道路管理者が負担する。
- 1-6 被災して災害採択された橋梁が河川の改修計画に基づく河川工事と合併して継足嵩上を行なう場合において、新たに架設される橋梁が被災前の橋梁より質的に改良されるときは、新たに架設される橋梁及び取付道路に要する費用から災害復旧費を控除した費用を、両者が折半負担し、質的に改良されないときは、河川管理者が負担する。ただし、橋梁の拡巾のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。
- 1-7 橋梁の質的改良については、「定義等」に示したとおりであるが、このうち「支間の拡大」については次に掲げるところによる。
- (1) 現橋が河川の基準支間長未満であり、改築される橋梁が基準支間長以上となる場合には、質的改良である。
 - (2) 現橋が河川の基準支間長以上である場合には、改築される橋梁の支間が、現橋の支間より拡大されても質的改良ではない。
 - (3) 現橋が河川の基準支間長未満であるが、暫定的に現橋の継足のみを行なった場合において、継足区間の支間長が河川の基準支間長以上のときは、質的改良である。

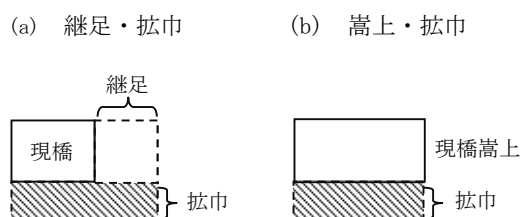
1-8 参考図（橋梁）

図における白地部分は河川管理者負担、斜線部分は道路管理者負担（以下同じ。）である。

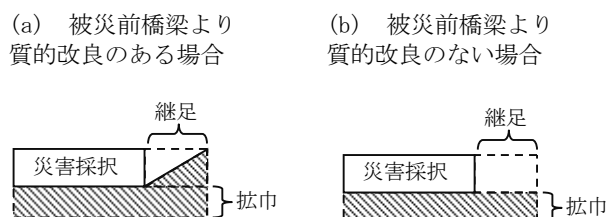
(1) 橋梁が質的に改良される場合



(2) 橋梁が質的に改良されない場合



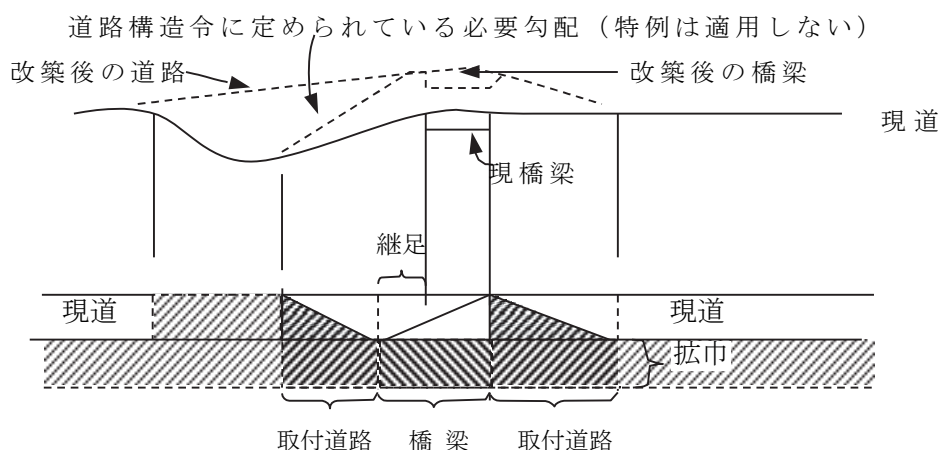
(3) 災害と合併する場合



1-9 本項（1）により必要となる取付道路の改築に要する費用は、橋梁巾員変更の有無にかかわらず、取付道路の拡巾がなければ両者折半して負担し、取付道路の拡巾のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。

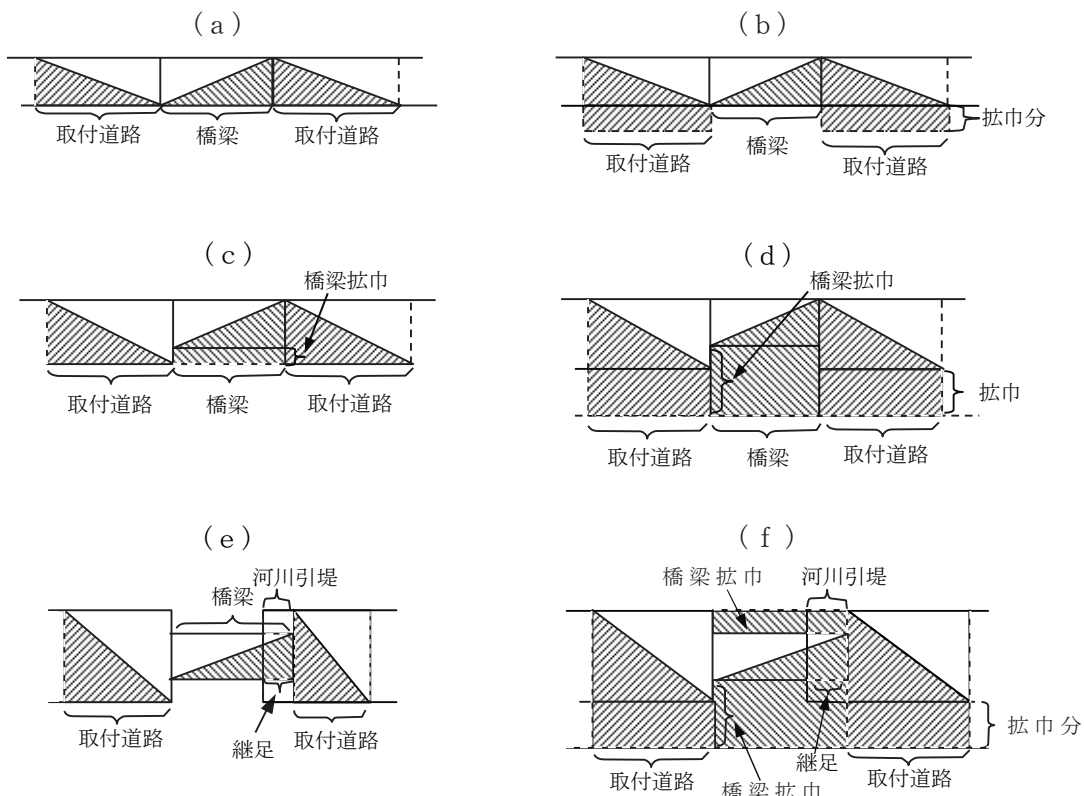
1-10 取付道路の改築に要する費用のうち、折半負担の対象には取付道路の著しい質的改良（縦断勾配の著しい改良，舗装化等）は含まないが、道路管理者の要請で著しい質的改良を行なう場合においても架空設計による積算は極力行なわないようにする。

縦断勾配の著しい改良がある場合の取付道路の延長範囲は、道路構造令に定められた勾配（特別は適用しない。）で現道へすりつくまでの範囲とする。

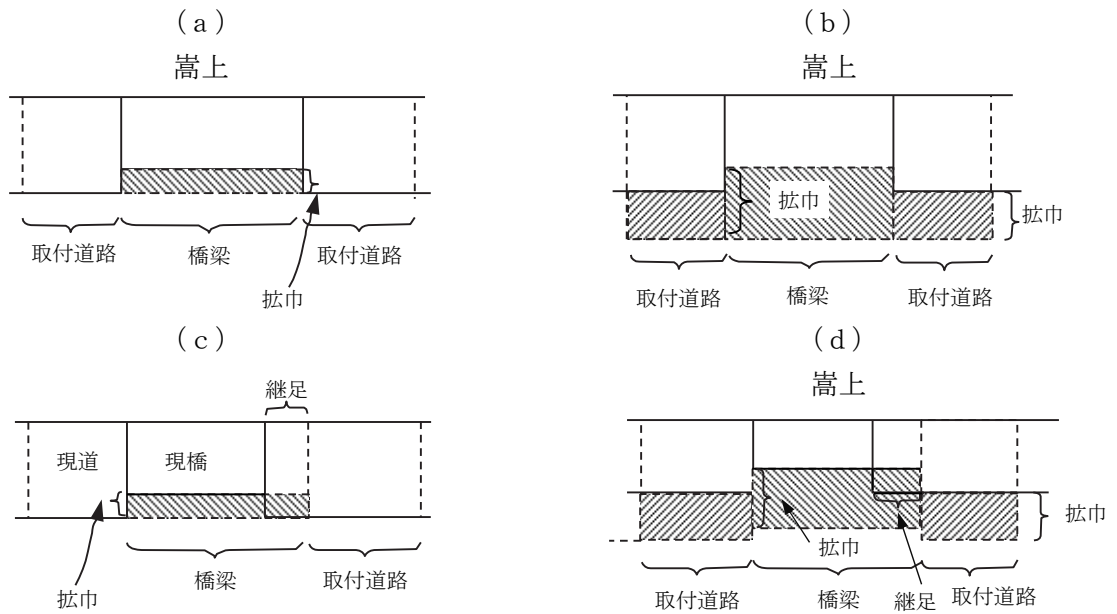


1-11 参考図（取付道路）

(1) 橋梁が質的に改良される場合



(2) 橋梁が質的に改良されない場合

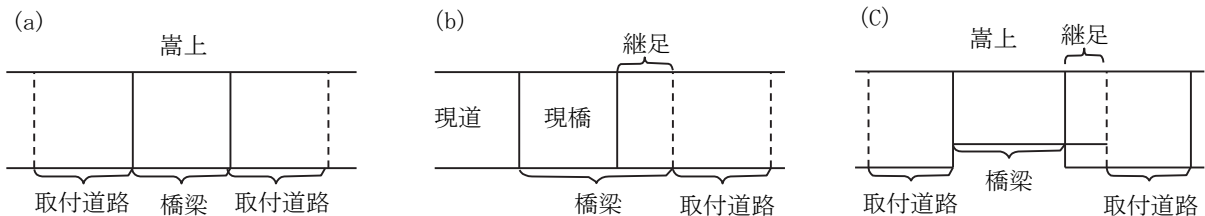


2. 河川工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の改築に要する費用は、1に定める場合を除き、河川管理者が負担するものとする。

(解説)

2-1 本項は、附帯工事の原則を示したものであるが、「1に定める場合を除き」としたのは、橋梁が質的に改良される場合は、これを積極的に河川管理者及び道路管理者が相互に関連する工事としてとりあげる方針としたことによる。従って、本項の規定は、原則として橋梁が質的に改良されない場合に適用する。

2-2 参考図



3. 道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の新設又は改築に要する費用については、1に定める場合を除き、次に定めるところによるものとする。

(1) 橋梁及び取付道路の新設又は改築は、当該河川の改修計画に合わせて行なうものとし、これに要する費用は、道路管理者が負担する。

(2) 橋梁及び取付道路の新設又は改築が、当該河川の改修計画の実施に先行して暫定的に行なわれた場合においては、後に当該改修計画が実施されることにより、必要となる当該橋梁及び取付道路の改築に要する費用は、道路管理者が負担する。ただし、当該改修計画が著しく変更されて実施される場合には、当該橋梁及び取付道路の改築に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担する。

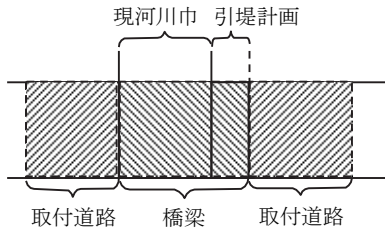
(解説)

- 3-1 本項は、改修済の河川又は河川の改修計画の実施に先行して橋梁を新設又は改築する場合の原則を示したものであるが、「1に定める場合を除き」としたのは、橋梁を改築する場合で、改築される橋梁が質的に改良される場合は、これを積極的に河川管理者及び道路管理者が相互に関連する工事としてとりあげる方針としたことによる。従って本項の規定は橋梁の新設の場合又は改築で質的な改良がない場合に適用する。
- 3-2 「河川の改修計画」とは、直轄河川にあつては工事实施基本計画、補助河川にあつては全体計画をいい、いずれも長期計画は対象としない。ただし、工事实施基本計画又は全体計画の改訂が明らかな場合には、当該改訂計画をいう。
- なお、一級河川の指定区間及び二級河川で、全体計画の定まっていない河川については近傍類似河川の全体計画等を参考として、早急に当該地点における妥当な計画を策定し（「河川の改修計画」とみなす）、橋梁及び取付道路の新設又は改築に支障のないようにしなければならない。
- 3-3 本項において「これに要する費用」又は「改築に要する費用」には、橋梁の新設又は改築により必要を生じた限度の河川工事に要する費用を含む。ただし、河川の改修計画に護岸計画があり、架橋地点付近で改修工事により一連の護岸工事を施工している場合には、橋梁の新設又は改築に伴って必要となる河川工事は、河川の護岸計画分は含まない。ここに「河川工事」とは、橋台、橋脚の設置に伴って必要となる護岸工事、水防用道路の補償工事等をいう。
- 3-4 本項において、河川の改修計画に合せて橋梁を架設する場合、将来河川敷地となる道路区間の用地は、河川管理者が積極的に買収するよう努める。
- 3-5 本項（2）は、道路工事により必要を生じた橋梁の新設又は改築は、河川の改修計画に合せて完成橋梁を架設することが望ましいが、これによることが著しく困難な場合（例えば、引堤計画が相当長期間にわたって実施されない場合で、河川の改修計画に合わせて完成橋梁を架設することが、道路側として著しく先行投資となるとき等）には、暫定的に架設することができるという規定である。この場合には、将来の河川工事によって必要を生ずる橋梁の継足、嵩上及び取付道路の改築に要する費用は、道路管理者が負担する。ただし、橋梁継足区間の掘削は河川管理者が行なう。
- なお、暫定的に橋梁を架設した後に河川の改修計画が著しく変更されたため継足、嵩上の追加が必要になった場合には、将来の河川工事によって必要を生ずる橋梁の全区間にわたる継足、嵩上及び取付道路の改築に要する費用については、両者が折半して負担する。
- 3-6 暫定的に橋梁を架設したことを明確にするため、架設時点において次の措置を講じておくものとする。
- イ 将来の継足に対しては、継足側の橋台をピアアバット型式にする。
- ロ 将来の嵩上に対してはジャッキアップ可能な構造（例えば、ピアや桁に受台を設ける等）にする。
- ハ その他河川の全体計画書、橋梁台帳、橋梁の全体計画図、河川の占用許可書類等の必要書類を保存する。
- 3-7 河川管理者が橋梁を暫定的に架設することは、河川管理上著しく支障があると認めた場合（例えば、現在無堤地で取付道路等によって上流に著しい影響を及ぼすおそれのある場合等）には、3-5にかかわらず、橋梁は河川の改修計画に合せて完成橋梁を架設するものとする。

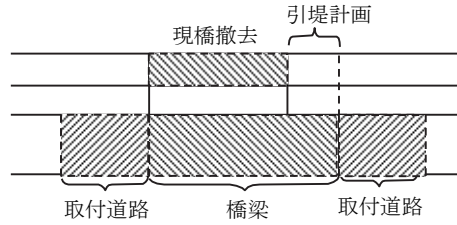
3-8 参考図

(1) 完成橋梁を架設する場合

(a) 新設



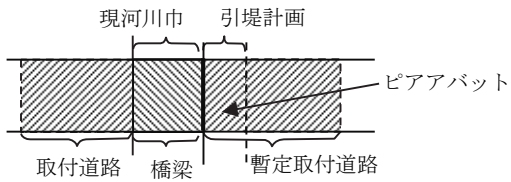
(b) 改築



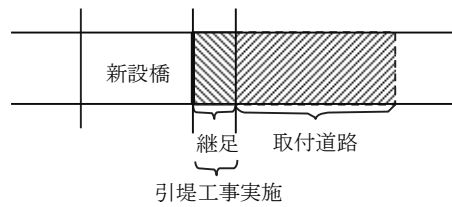
(2) 橋梁を暫定的に架設する場合

(a) 新設又は改築

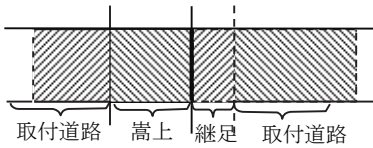
(暫定的架設)



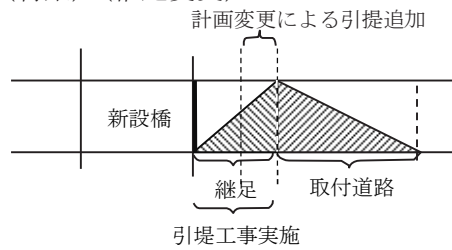
(将来) (継足)



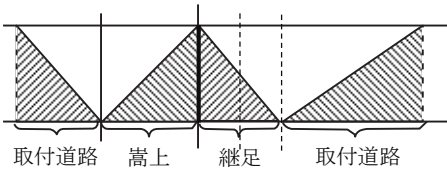
(将来) (継足, 嵩上)



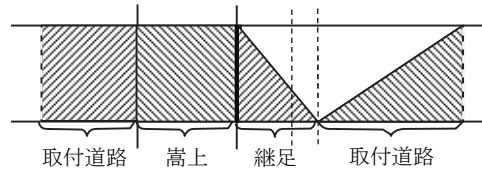
(将来) (継足変更)



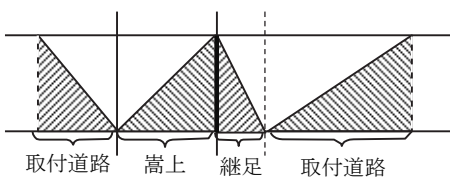
(将来) (継足・嵩上とも変更)



(将来) (継足変更・嵩上変更なし)



(将来) (嵩上変更・継足変更なし)



4. 新たに開削される河川が既存の道路を横過するために必要となる橋梁及び取付道路の新設に要する費用又は既存の河川について不要となる橋梁の撤去、河川の埋戻し等に要する費用については、次に定めるところによるものとする。

(1) 橋梁及び取付道路の新設に要する費用は、(2)に定める場合を除き河川管理者が負担する。ただし、既存の道路より橋梁を拡巾するため必要となる費用については、その費用のうち、道路の一連の工事として実施される巾員の範囲内に係るものは、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担し、それ以外に係るものは道路管理者が負担する。

(2) 新設される橋梁と既存の河川の橋梁が道路の同一路線上にある場合において、橋梁の新設により既存の河川の橋梁が不要となり、かつ新設される橋梁が不要となる橋梁に比べ質的に改良されるときは橋梁及び取付道路の新設に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担し、既存の河川において不要となる橋梁の撤去、河川の埋戻し等に要する費用は、河川管理者が負担する。ただし、新設される橋梁と不要となる橋梁との前後道路の巾員が著しく異なるときは、河川管理者が協議して費用の負担区分を定める。

(解説)

4-1 本項及び5項は、放水路等新設される河川に係る費用負担を規定したものである。

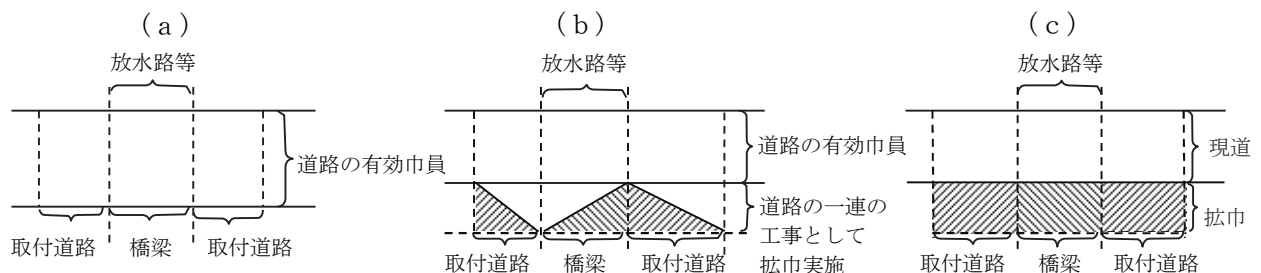
4-2 「新たに開削される河川」とは、放水路、捷水路等をいい、新設する橋梁の有効巾員は、現在道路の有効巾員を基準として定める。

4-3 架設する橋梁の橋格は、原則として一等橋とする。

4-4 既存の道路を統合して新たに橋梁を架設する場合には、河川管理者は、統合される道路の有効巾員の合計以内の費用を負担する。

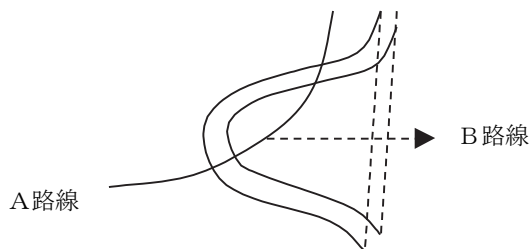
4-5 「道路の一連の工事」とは、橋梁の新設地点を含めた一連区間の道路事業に着手している場合をいう。従って、単に橋梁及び取付道路を拡巾するために要する費用は、道路管理者が負担する。

4-6 参考図((1)の定めの場合)



4-7 「既存の河川の橋梁が不要となり」とは、既存の河川が全く必要でなくなる場合又は水路として残す必要のある場合をいい、新築される橋梁が折半負担となる場合には、現河川に係る橋梁の撤去、埋戻し、前後の道路と同程度に築造する費用、水路として残す必要のある場合の暗渠等の新設に要する費用等は、河川管理者が負担し、新築される橋梁が折半負担とならない場合には、現河川の橋梁に係る河川管理者の負担はないものとする。

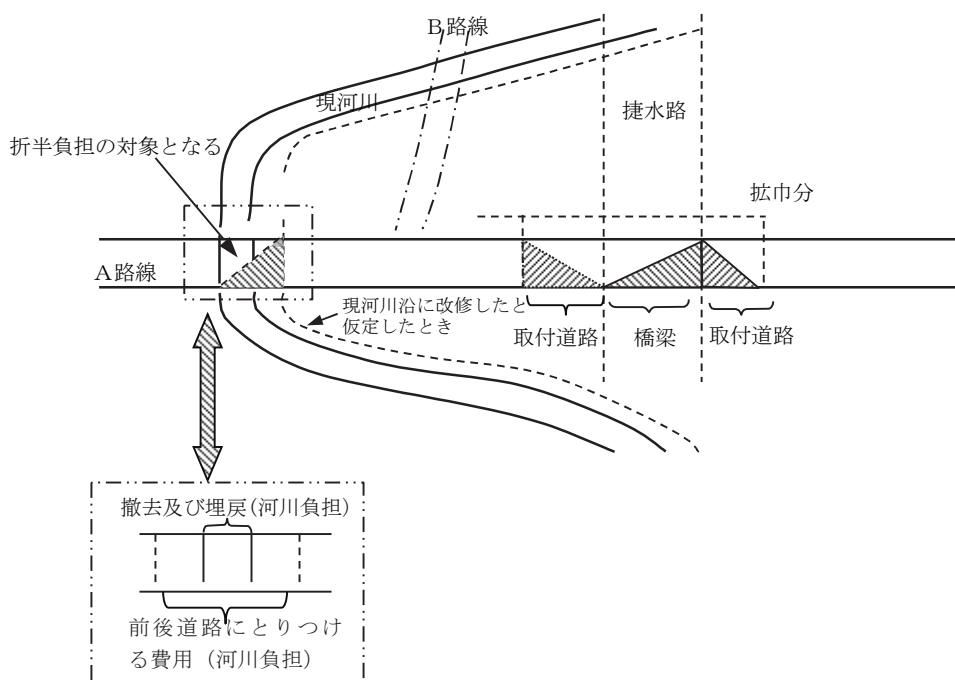
4-8 「当該橋梁と道路の同一路線上にある場合」とは、主として次図を想定したものである。下図の場合は対象とならない。



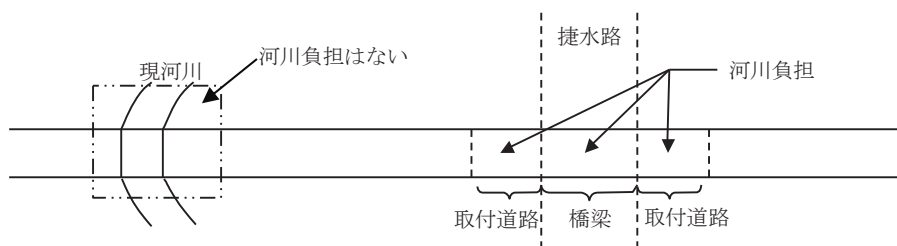
4-9 本項（2）の趣旨は、捷水路工事において、現河川沿いに改修工事を行なうと仮定した場合に、現河川に架設されている橋梁が質的に改良され折半負担の対象となる場合には、捷水路に新築される橋梁及び取付道路に要する費用は、両者折半して負担しようというものである。ただし、橋梁及び取付道路の拡巾に要する費用は、道路管理者が負担する。

4-10 参考図（（2）の定めの場合）

(a)



(b)



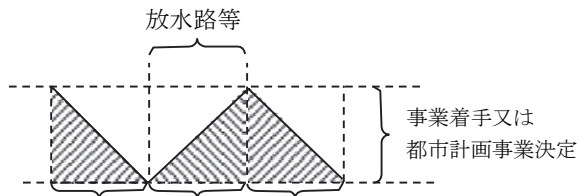
5. 相互に関連する河川工事及び道路の新設工事により必要となる新たに開削される河川に係る橋梁及び取付道路の新設に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を、負担するものとする。

(解説)

5-1 本項にいう「相互に関連して」とは、河川及び道路がそれぞれの計画により事業に着手又は都市計画事業決定している場合をいう。この場合においては河川及び道路のそれぞれの計画に合致した橋梁及び取付道路の新設に要するすべての費用について、両者が折半して負担する。

5-2 河川の放水路等の計画が確定する以前に、既に都市計画が確定していても将来河川となる区域に道路の事業決定がなされていない場合には、河川管理者は橋梁を架設する必要はない。

5-3 参考図

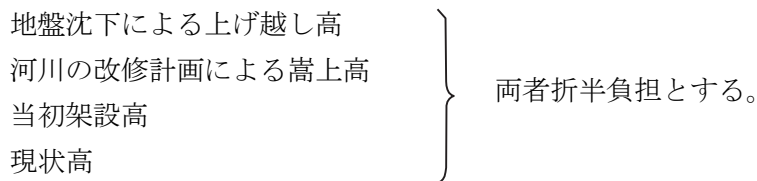


6. この通達の適用前に架設されている橋梁が地盤沈下により低下している場合において、河川工事により必要となる橋梁及び取付道路の嵩上に要する費用は、1又は2の定めにかかわらず、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担するものとする。

(解説)

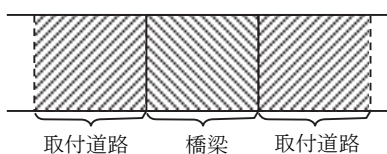
6-1 本項は、この通達の適用前に架設されている橋梁が地盤沈下により低下し、河川工事として嵩上の必要を生じた場合の費用負担を規定したものであり、1項及び2項の例外規定である。

6-2 河川工事により必要となる橋梁の嵩上に要する費用は、第1項によれば河川管理者の負担であるが、嵩上する橋梁が地盤沈下により低下している場合に限り、嵩上に要するすべての費用について両者が折半して負担する。

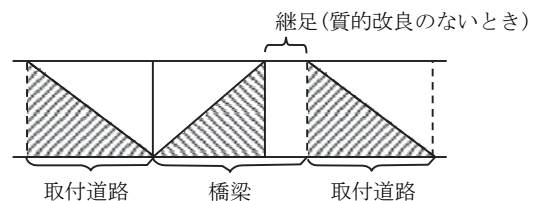


6-3 参考図

(a) 嵩上



(b) 継足・嵩上

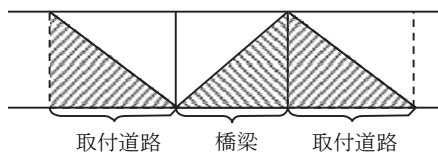


7. この通達の適用後に架設された橋梁及び取付道路が架設後における地盤沈下により嵩上の必要を生じた場合においては、その嵩上に要する費用は、道路管理者が負担するものとする。ただし、架設後における河川の改修計画の変更により橋梁及び取付道路の嵩上の必要が生じ、当該嵩上を地盤沈下により必要となる嵩上と同時に行なう場合においては、すべての嵩上に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

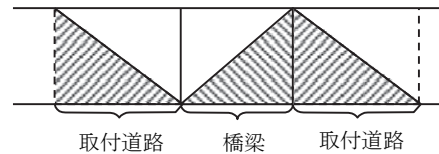
(解説)

- 7-1 本項は、この通達の適用後に架設された橋梁が地盤沈下により嵩上の必要を生じた場合の費用負担を規定したものである。
- 7-2 道路管理者は、地盤沈下が予想される場合には、新しく架設する橋梁については、あらかじめジャッキアップの装置を講ずるか、構造型式によっては適当量の上げ越しを行なっておくものとする。
- 7-3 地盤沈下により低下した橋梁は、橋梁の桁下高が、河川の堤防余裕高の二分の一以下となった場合又は桁下高が50センチメートル以下となった場合には、原則として嵩上を行わなければならない。
- 7-4 橋梁架設後に河川の改修計画が変更し、地盤沈下による嵩上と合わせて行なう必要を生じた場合には、それに要する費用は、6-2と同様、両者が折半して負担する。
- 7-5 参考図

(a) 嵩上



(b) 架設後の河川改修計画変更
に嵩上を含めて嵩上



8. この通達は、河川工事については直轄河川改修事業、中小河川改修事業、小規模河川改修事業、高潮対策事業、災害関連事業又は災害助成事業に係る河川工事に、道路工事については高速自動車国道、一般国道（特殊改良三種事業の対象となったものを除く。）又は国庫補助事業若しくは有料道路事業の対象となった都道府県若しくは地方自治法第252条の19による指定都市の市道に係る道路工事に適用するものとする。

(解説)

- 8-1 この通達は、河川工事については、局部改良事業、災害復旧事業、都道府県単独事業に係る河川工事に、道路工事については特殊改良三種事業、市町村道事業（指定市及び有料道路事業を除く。）都道府県単独事業に係る道路工事には適用しないが、これらの工事においても努めてこの通達を準用するようにする。

9. この通達に定めのない事項、この通達の実施に関し疑義を生じた事項又はこの通達により難い事情のあるものについては、関係者が協議のうえ定めるものとする。

(附則)

この通達は、昭和43年8月1日から適用する。ただし、この通達の適用前に既に河川管理者及び道路管理者が協議して定めたものについては、この限りでない。

5.4.1.3 河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について (通達)

平成6年7月18日

各都道府県土木部長あて 建設省都市局街路課長, 建設省河川局治水課長, 建設省河川局都市河川室長, 建設省河川局防災課長, 建設省河川局砂防部砂防課長, 建設省道路局有料道路課長通達

平成5年11月25日の道路構造令の改正に伴い, 同日付けで「橋, 高架の道路等の技術基準について」(平成5年11月25日付け建設省都街発第72号, 建設省道企発第93号建設省都市局長, 建設省道路局長通達)により道路橋示方書が一部改訂されたところである。

標記については, 今後とも「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」(昭和43年8月1日付け建設省都街発第31号, 建設省河治発第87号, 建設省道総発第240号建設省都市局長, 建設省河川局長, 建設省道路局長通達。以下「三局長通達」という。)によることとするが, 改訂後の活荷重を適用する場合については, 以下の通り取り扱うこととしたので通知する。

なお, 都道府県においては, 貴管下市町村及び地方道路公社に対しても周知されたくお願いする。

1 従前の活荷重を適用した橋梁を, B活荷重を適用して架け替える場合には, 三局長通達でいう「質的改良」にあたるものとして取り扱い, A活荷重を適用して架け替える場合には「質的改良」にあたらぬものとして取り扱うものとする。ただし, 「特定の路線にかかる橋, 高架の道路等の技術基準について」(昭和48年4月25日付け建設省都街発第15号, 建設省道企発第26号, 建設省都市局長, 建設省道路局長通達)によるTT-43の荷重及び「橋, 高架の道路等の技術基準における活荷重の取扱いについて」(平成5年3月31日付け建設省都街発第21号, 建設省道企発第27号, 建設省都市局街路課長, 建設省道路局企画課長通達)による暫定荷重を適用した橋梁をB活荷重を適用して架け替える場合並びに市町村道(地方自治法第252条の19による指定都市に係るものを除く。)について従前の一等橋をB活荷重を適用して架け替える場合には, 「質的改良」にあたらぬものとして取り扱うものとする。

2 従来から橋梁が質的に改良される場合は, これを積極的に河川管理者及び道路管理者が相互に関連する工事としてとりあげる方針としており, 今後ともこの方針によるものとするが, 河川工事により従前の一等橋を架け替える必要があり, 設計荷重の増大のみにより質的改良にあたることとなる場合において, 道路に改築計画がない場合には, 例外として, 河川管理者の負担により道路構造令等の規定に基づきB活荷重を適用して架け替えることとする。

3 上記の費用負担方法を適用するにあたっての活荷重は, 当該橋梁の当初架設時の活荷重を用いるものとする。

4 既存の橋梁が河川管理施設等構造令の基準を著しく満足せず, 治水上緊急に架け替えが必要な場合においては, 活荷重の改訂に伴う補修等を実施することによって架け替えに遅延が生ずることがないように, 河川管理者と道路管理者が相互に調整を図っていくものとする。

5.4.1.4 河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について (事務連絡)

平成6年7月18日 事務連絡

建設省都市局街路課課長補佐，建設省河川局治水課課長補佐，都市河川室課長補佐，防災課課長補佐，砂防課課長補佐，建設省道路局有料道路課課長補佐，高速国道課課長補佐，国道第一課課長補佐，国道第二課課長補佐，地方道課課長補佐，市町村道室課長補佐

標記については，平成6年7月18日付け建設省都街発第25号，建設省河治発第58号，建設省河都発第17号，建設省河防発第78号，建設省河砂発第39号，建設省道有発第32号，建設省道高発第3号，建設省道1発第12号，建設省道2発第8号，建設省道地発第17号，建設省道市発第2号，関係課長，室長連名の通達により，道路橋示方書の改訂後の活荷重を適用した場合の取り扱いを通知したところであるが，運用にあたっては同通達によるほか，下記の点に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

なお，都道府県においては，貴管下市町村及び地方道路公社に対しても周知されたく願います。

記

- 1 「河川工事に附帯する市町村道橋梁の費用負担について（案）」（昭和50年7月1日）の特例費用負担を適用する場合には，本文二の表中の「二等橋に改築する場合」を「A活荷重を適用して改築する場合」に，「一等橋に改築する場合」を「B活荷重を適用して改築する場合」に読み替えて運用することとする。
- 2 「暫定荷重を適用する橋梁の架け替えの取り扱いについて」（平成5年10月12日付け事務連絡）は廃止する。

5.4.1.5 河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について (補足説明)

平成6年7月18日 事務連絡

建設省河川局治水課課長補佐，都市河川室課長補佐，防災課課長補佐，砂防部砂防課課長補佐

標記については，平成6年7月18日付け建設省都街発第25号，建設省河治発第58号，建設省河都発第17号，建設省河防発第78号，建設省河砂発第39号，建設省道有発第32号，建設省道高発第3号，建設省道1発第12号，建設省道2発第8号，建設省道地発第17号，建設省道市発第2号，関係課長，室長連名の通達（以下「通達」という。）及び同日付け関係課長補佐連名の事務連絡により，道路橋示方書の改訂後の活荷重を適用した場合の取り扱いを通知したところであるが，通達の趣旨を下記のとおり補足するので，留意のうえ適切に対処されたい。

記

- 1 通達の1. は，道路橋示方書改訂後の活荷重（B活荷重及びA活荷重）を適用して橋梁の架替を行う場合に，三局長通達でいう質的改良にあたるかどうかの，費用負担の考え方の原則を示したもので，B活荷重を適用する場合には質的改良にあたるものとし，A活荷重を適用する場合には質的改良にあたらぬものとして取り扱うものとした。ただし，TT-43

の荷重及び暫定荷重を適用した橋梁については、これらの活荷重がB活荷重と同等のレベルであることから、これらの橋梁をB活荷重を適用して架け替える場合にも質的改良にあたらなないとして取り扱うこととしたものである。

また、市町村道については、市町村の財政負担にも配慮し、政令市以外の市町村道において一等橋をB活荷重を適用して架け替える場合にも質的改良にあたらなないものとして取り扱うこととしたものである。

したがって、費用負担に関する他の規定については引き続き三局長通達によることとし、改築される橋梁が設計荷重の増大以外で質的に改良される場合には、従前どおりこれを積極的に河川管理者及び道路管理者が相互に関連する工事としてとり上げ、費用負担を行っていく趣旨に変更はない。

- 2 通達の2. は、改訂後の活荷重を適用して架け替える場合の費用負担の考え方における特例を示したものである。一等橋をB活荷重を適用して架け替える場合には、通達の1. により、ただし書き以下の場合を除き質的改良にあたるものとして取り扱うこととしているが、このうち、木橋の永久橋化、支間の拡大等、設計荷重の増大以外の質的改良の要因がない場合において、道路の改築計画がない場合には、B活荷重を適用して、河川管理者の負担により架け替えることも、例外的にやむを得ないものとしたものである。

なお、橋梁の拡幅を伴う架け替えについては、道路の改築計画があるものとして、道路管理者に費用負担を求めるものである。

- 3 通達の3. は、設計荷重の増大に対応するために補修等を行った橋梁を架け替える場合の費用負担の考え方を示したものである。

既存の橋梁を対象として設計荷重の増大に対応するために行う補修等は応急対策であると考えられるため、補修等を行った橋梁を架け替える場合の費用負担については、補修等を勘案せず、補修等の実施前の状況にあるものとして、当該橋梁の当初架設時の活荷重を用いて1. 及び2. を適用するものとしたものである。

- 4 通達の4. は、河川管理施設等構造令の基準を著しく満足せず、治水上緊急に架け替えが必要な既存の橋梁については、設計荷重の増大に対応するために道路管理者が補修等を実施することを妨げるものではないが、補修等を実施したことを理由に、架け替えに遅延が生じることのないよう、従来どおり河川管理者と道路管理者が相互に調整を図りつつ、積極的に架け替えを行っていくことを確認したものである。

5.4.2 市町村道橋の費用負担（案）に基づく費用負担

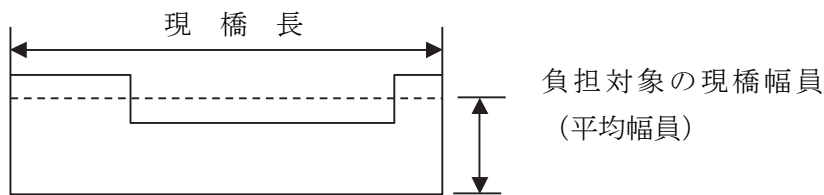
市町村道橋梁の費用負担（案）は、河川工事に関連して架替えを必要とする市町村道橋梁費用負担について、三局協定によりがたいものの取扱いについて定められたもので、その内容等は次に示すとおりである。

5.4.2.1 河川工事に附帯する市町村道橋梁の費用負担について（案）

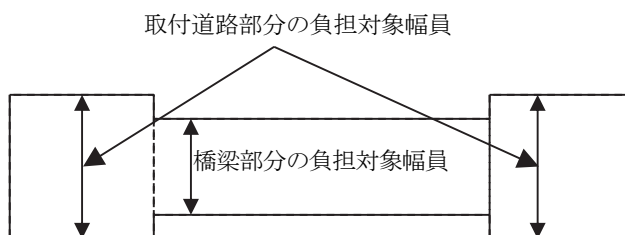
昭和 50 年 7 月 1 日
河川局治水課・道路局地方道課

1. 相互に関連する河川工事及び道路工事により必要となる橋梁及び取付道路（以下「橋梁等」という。）の改築に要する費用の負担については、原則として、昭和 43 年 8 月 1 日付け都街発第 31 号、河治発第 87 号、道総発第 240 号による都市局長、河川局長、道路局長通達「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」（以下「通達」という。）によるものとする。
2. 河川工事に起因して必要となる橋梁等の改築工事で、道路に改築計画がない場合等の事情により、通達を適用することが困難な場合においては、その改築に要する費用の負担は、次に示す方式（以下「特例費用負担」という。）によることができるものとする。
3. 特例費用負担の適用の前提条件は、下記事項によるものとする。
 - (1) 河川管理施設等構造令（案）及び道路構造令に適合する橋梁等に、改築する場合。
 - (2) 橋梁の継足又は改築に併せて、橋梁又は取付道路の拡幅を必要とする場合は、拡幅相当分は、道路管理者負担とする。
 - (3) 現橋梁及び取付道路の幅員は次のとおり取扱う。

(イ) 現橋の幅員が一定でない橋梁



(ロ) 橋梁幅員と前後の道路幅員が一定でない橋梁



- (4) 2橋以上の橋梁を統合する場合は、特例費用負担により算出した各橋梁別の河川管理者負担の割合に相当する幅員を合計した幅員を限度として河川管理者負担とし、継足相当分についても現橋のそれぞれの幅員を合計した幅員を限度として河川管理者負担とする。また、取付道路については新設橋梁の幅員を限度として、現取付道路のそれぞれの幅員を合計した幅員を、河川管理者負担とする。
 - (5) 道路の路線選定上の理由から、架設位置を変更すること等により橋長が増大する場合は、その増大相当分の道路管理者負担は、通達によるものとする。
 - (6) 現橋の災害復旧事業に併せて橋梁を改築することとなる場合は、改築に要する費用から災害復旧費を控除したものについて、特例費用負担の割合で河川、道路管理者がそれぞれ負担するものとする。この場合、現橋区分の適用は、被災前の橋梁の状況によるものとする。
4. 特例費用負担は、河川工事については河川局治水課所管の河川工事のうち都市小河川及び準用河川以外のもの。また、道路工事については道路局地方道課所管の市町村道に係る道路工事のうち地方自治法第 252 条の 19 による指定市以外の市町村道に係るもの及び過疎地域対策緊急措置法、豪雪地帯対策特別措置法及び山村振興法に基づく都道府県代行によるもの以外のものに適用することができる。
5. 特別の事情があつて、この取扱いにより難いときは、河川管理者及び道路管理者が協議のうえ別の負担方法によることができるものとする。
6. この取扱いは、昭和 51 年度以降に着手する工事に適用するものとする。

市町村道橋梁等の特例費用負担方式

橋梁区分	2等橋に改築する場合	1等橋に改築する場合	現橋が架設時の河川幅の全幅にわたって架設されていない場合
現橋が木橋（上部下部とも木構造の場合）			<p>左欄各ケースに下記の負担方式を加える</p>
現橋の下部が木構造で上部が半永久構造の場合			
現橋の下部（又は上部）が木構造で上部（又は下部）が永久構造の場合			
現橋の下部が永久構造で上部が半永久構造の場合			
現橋が永久橋〔（2等橋以下を含む）上部・下部とも永久構造〕の場合	<p>（現橋が1等橋で1等橋に改築する場合はこれによる）</p>		
<p>潜水橋</p> <p>〔現橋の橋面が架設時における河川の河岸又は堤防より低い橋梁の場合〕</p>			

〔注〕 分数は、道路管理者の負担割合を示す。

5.4.2.2 河川工事に附帯する市町村道橋梁等の費用負担について（案）の解説

1. 本文2について

- (1) 「道路に改築計画がない場合等の……特例費用負担によることができる」とあるのは、道路に改築計画がなく、又は改築計画があっても施行時期が合致しないため、市町村の財政負担能力から、橋梁等の改築の予算措置を求めることが困難である等の場合で、通達を適用することが著しく不適當な場合に、この特例費用負担が適用されるという趣旨である。
- (2) 橋梁幅員の拡幅を伴わず、かつ、橋梁区分の格上げがない永久橋の場合を除き、当該橋梁を含む路線の当該橋梁の両側で道路工事が行われている場合は、時期が合致しないとは見なさないで、通達によるものとする。

2. 本文3について

- (1) 「河川管理施設等構造令（案）及び道路構造令に適合する橋梁等に改築する場合」とあるのは、道路に改築の計画がなく、又は改築計画はあるが、施工時期が合致しないというような場合であっても、橋梁が質的に改良される場合にあっては、河川工事に起因して必要となる橋梁等の改築に併せて、橋梁整備を道路の国庫補助事業として積極的に採択する方針を示したものであり、橋梁等の改築が道路の国庫補助事業であっても、本文1に該当するものでなければ、当然この特例費用負担によることができる。
- (2) 災害復旧事業費以外は、幅員比で費用負担することとし、原則として架空設計による費用負担は行わない。
- (3) 「現橋が永久橋（2等橋以下を含む。）」には、荷重制度（例えば4トン）を設けた永久橋も含まれる。
- (4) 支間の拡大は、質的改良とは見なさない。
- (5) 「下部工の永久構造物」には、石積橋台、躯体が永久構造の橋脚を含む。ただし、2径間以上で、中間橋脚が木造の場合は、石積橋台は永久構造物と見なさない。
- (6) 「上部工の永久構造物」には、石造、主桁に簡易鋼桁を使用したものを含む。ただし主桁が永久構造物で床板が木造の場合は、上部工は半永久構造物と見なす。
- (7) 吊橋については、床板が永久構造で2等橋以下の場合は「現橋が永久橋（2等橋以下を含む。）」と見なす。また、床板が木造の場合は、下部工は永久構造物、上部工は半永久構造物と見なす。ただし、タワーが木造の場合は、上部構造の如何にかかわらず木橋とする。その他吊橋について構造判定のむづかしい場合は、別途協議して定めるものとする。
- (8) 取付道路に関係のない護岸工は、下部工に含める。
- (9) 平均幅員の算定は、橋面積（地覆を含まない。）あるいは、取付道路面積で行う。また、橋梁部の費用負担は現在の橋梁の平均幅員で、取付部の費用負担は、現在の取付道路の平均幅員で算定する。
- (10) 潜水橋は、その構造を問わず「現橋の橋面が架設時における河川の河岸又は堤防より低い橋梁の場合」を適用する。(参考図—1 参照)

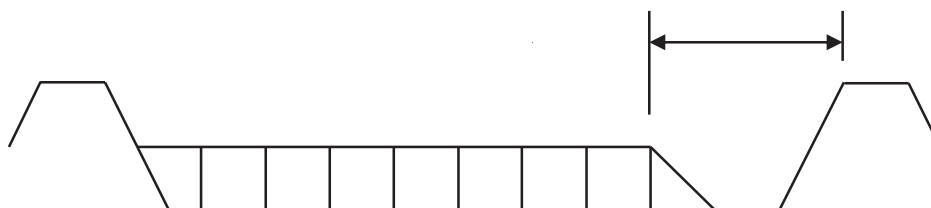
- (11) 現橋架設後引堤されて現在に至っている場合は、その引堤部を継足部と見なす。その場合も「現橋長」部分はそれぞれの「橋梁区分」の費用負担割合によるものとする。(参考図-2参照)
- (12) 災害復旧事業と合併して実施する場合については、別記-1の算定式による。
- (13) 2橋以上の橋梁を統合する場合については、別記-2の算定式による。
- (14) 「道路の路線選定上の理由」には、次の場合は該当しない。
- (イ) 現橋を仮橋として利用することにより、新設橋長が現橋より長くなっても、新たに仮橋を架設し架替えるよりも事業費の節減あるいは事業の遂行上有利である場合。
 - (ロ) 河川計画上の理由から、架設位置を変更するため橋長が増大する場合(その増大相当分は継足部とみなす)
- (15) 取付道路の協定範囲については、現状の機能を低下させることなく、現道へすりつくために必要な区間とするが、このために、費用負担協議区間が長くなったり、あるいは多大の事業費を要する場合は、道路管理者側は極力事業費の節減を図るよう設計に考慮を払うものとする。
- (16) 河川改修計画が当分なく、河川管理者が合併施工に応じられない場合で、河川管理者がピア式アバットを条件とする場合道路管理者は、ピア式アバットで施行するが、将来の「継足部」における費用負担は、本文2の特例費用負担方式の継足部によるものとする。その場合の現橋とは、道路管理者がピア式アバットの橋梁に改築した後の橋梁とする。
- (17) 橋梁区分が複雑に混合している場合については、別記-3の算定式による。

参考図-1
潜水橋

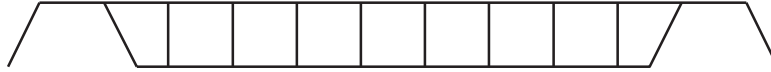
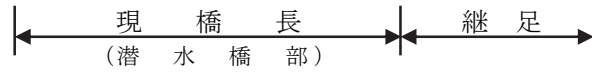
- (1) 現橋架設時の状況



- (2) その後河川の引堤が行われた現在の状況



(3) 費用負担する場合の延長区分

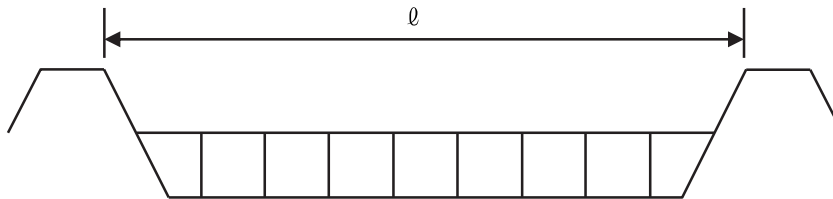


但し、現橋架設後、堤防が嵩上げされた場合は、現橋を潜水橋と見なさない。

1) 現橋架設時



2) その後堤防嵩上げされた現在の状況

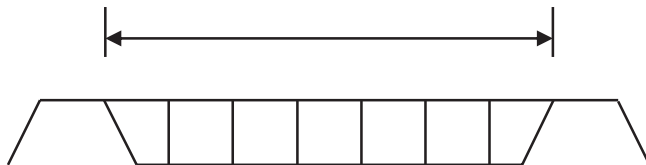


l 部分は潜水橋ではない。

参考図-2

現橋長のとり方

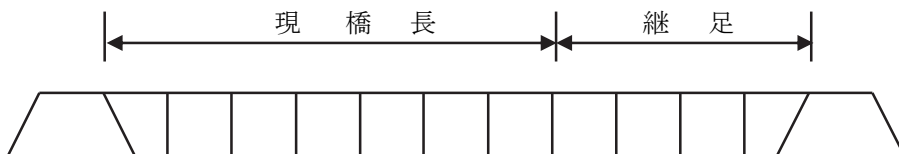
1.(1) 現橋架設時の状況



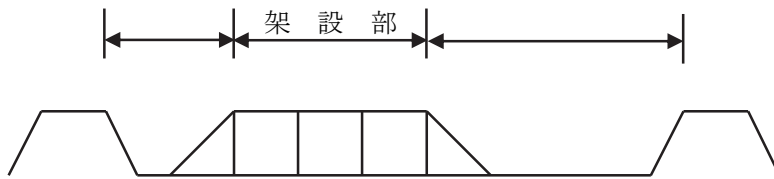
(2) その後河川の引堤が行われたが、現橋の継足が行われなかったため、現在の状況



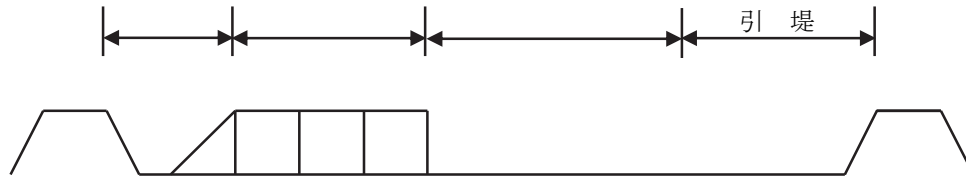
(3) 費用負担する場合の延長区分



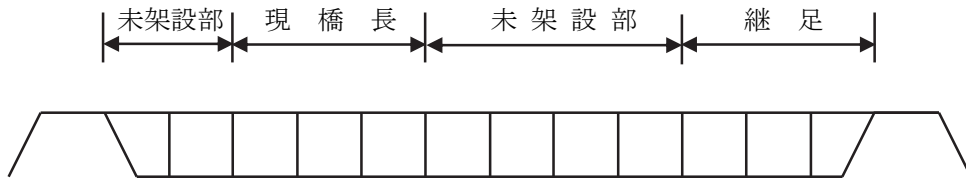
2.(1) 現橋架設時の状況



(2) その後河川の引堤が行われ現在の状況



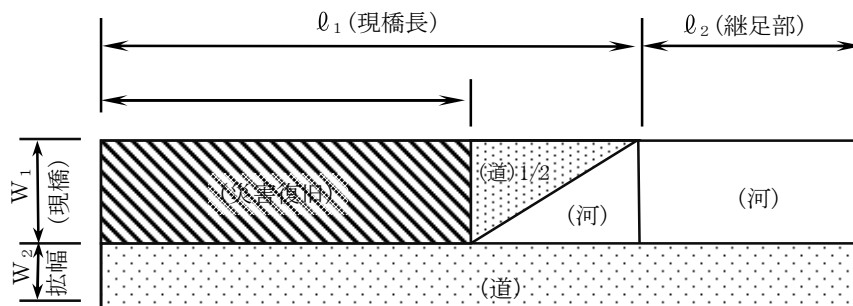
(3) 費用負担する場合の延長区分



別記-1

災害復旧事業と合併して実施する場合

例-1 現橋が木橋でその一部が災害復旧事業で採択され、これに併せて2等橋に改築する場合



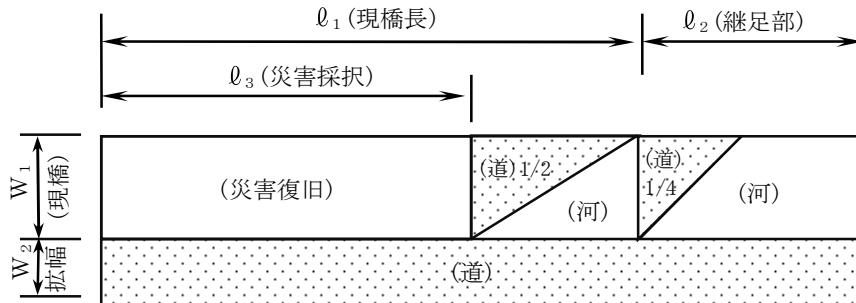
C = 全体事業

C α = 災害復旧費

$$\text{河川管理者負担} = (C - C\alpha) \left\{ \frac{(\ell_1 - \ell_3) \frac{W_1}{2} + \ell_2 W_1}{(\ell_1 + \ell_2 - \ell_3) W_1 + (\ell_1 + \ell_2) W_2} \right\}$$

なお、取付道路も同様の方式で算定する。

例-2 現橋の下部が永久構造で上部が木構造の橋梁が一部災害復旧事業で採択され、これに併せて一等橋に改築する場合



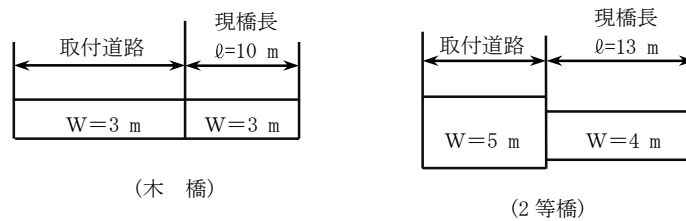
$$\text{河川管理者負担} = (C - C\alpha) \left\{ \frac{(\ell_1 - \ell_3) \frac{W_1}{2} + \frac{3\ell_2 W_1}{4}}{(\ell_1 + \ell_2 - \ell_3) W_1 + (\ell_1 + \ell_2) W_2} \right\}$$

別記-2

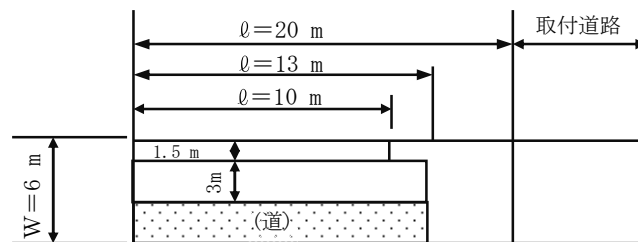
二橋以上の橋梁を統合する場合

次の二橋を統合して、延長 20m 幅員 6m の一等橋一橋に統合する場合

・ 現 橋



・ 新設橋梁 (L=20m W=6m の一等橋)



(1) 現橋長は、統合する橋梁のうち主体をなす橋梁の現橋長を適用する。

現橋長=13m 継足部=7m

(2) 現橋長部の河川管理者負担幅員

= Σ (それぞれの現橋幅員×それぞれの現橋河川管理者負担割合)

$$= (\text{木橋分} : 3 \times \frac{1}{2}) + (\text{永久橋分} : 4 \times \frac{3}{4}) = 4.5\text{m}$$

(注) 新設橋梁の幅員が、この値より狭い場合は、新設橋梁の幅員とする。

(3) 継足部の河川管理者負担幅員

= Σ (それぞれの現橋幅員) = 3+4=7mだが 6m<7mゆえに 6mとする。

(注) 継足部については、永久橋又は木橋を統合して、一等橋に格上げ改築する場合でも現橋長部について河川が負担すべきとした幅員を河川管理者負担幅員とする。但し、新設橋梁の幅員が、この値より狭い場合は、新設橋梁の幅員とする。

(4) 取付道路部の河川管理者負担幅員

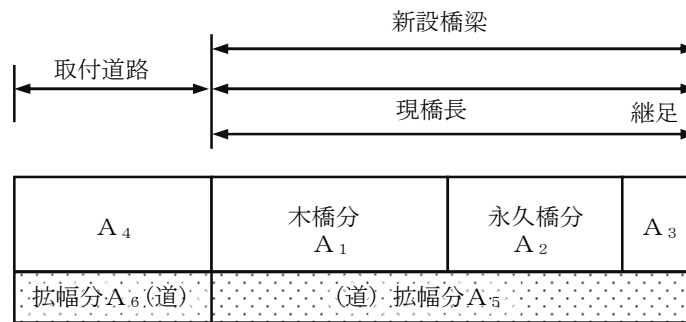
= Σ (それぞれの現在取付道路の幅員) = 3+5=8mだが 6m<8mゆえに 6mとする。

(注) 但し、新設橋梁の幅員が、この値より狭い場合は新設橋梁の幅員とする。

別記-3

橋梁区分が複雑に混合している場合

例-1 現橋が木橋と永久橋（二等橋）の混合橋を一等橋に改築する場合



(1) 橋梁部分の河川管理者負担

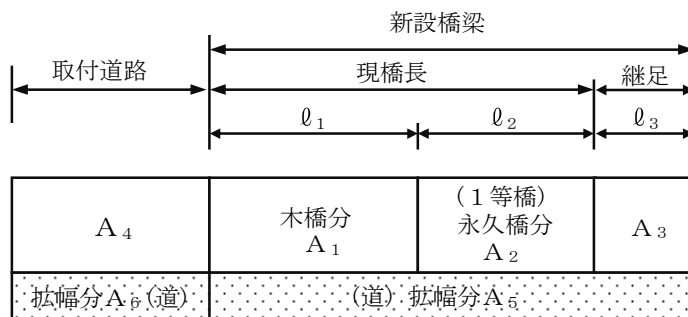
$$\alpha = \frac{\frac{1}{2} A_1 + \frac{3}{4} A_2 + \frac{3}{4} A_3}{A_1 + A_2 + A_3 + A_5}$$

(2) 取付道路部分の河川管理者負担

$$= \frac{\alpha A_4}{A_4 + A_6}$$

$$\text{但し } \alpha = \frac{\frac{1}{2} A_1 + A_2}{A_1 + A_2}$$

例-2 現橋が木橋と永久橋（一等橋）の混合橋を一等橋に改築する場合



(1) 橋梁部分の河川管理者負担

$$= \frac{1}{2} \frac{A_1 + A_2 + \alpha A_3}{A_1 + A_2 + A_3 + A_5}$$

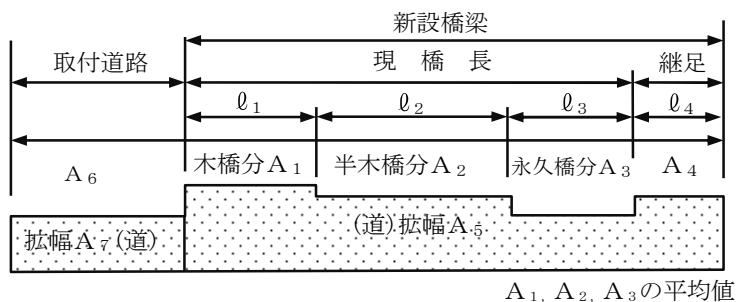
$$\text{但し } \alpha = \frac{3}{4} \frac{A_1 + A_2}{A_1 + A_2}$$

(2) 取付道路部の河川管理者負担

$$= \frac{\beta A_4}{A_4 + A_6}$$

$$\text{但し } \beta = \frac{1}{2} \frac{A_1 + A_2}{A_1 + A_2}$$

例-3 現橋が木橋と半木橋（下部が木構造で上部が永久構造）と永久橋（二等橋）の混合橋でそれぞれの幅員が異なるものを一等橋に改築する場合



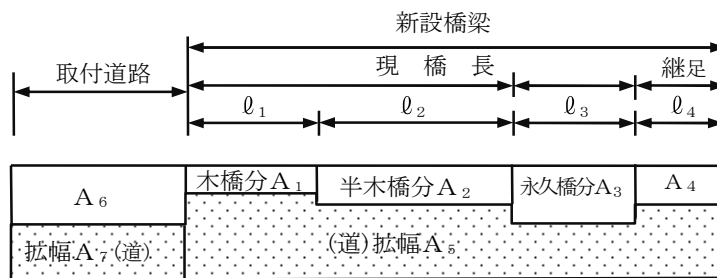
$$(1) \text{ 橋梁部分の河川管理者負担} = \frac{\frac{1}{2} A_1 + \frac{1}{2} A_2 + \frac{3}{4} A_3 + \frac{3}{4} A_4}{A_1 + A_2 + A_3 + A_4 + A_5}$$

$$\text{但し} \quad A_4 = \frac{A_1 A_2 + A_3}{\ell_1 + \ell_2 + \ell_3} \times \ell_4$$

$$(2) \text{ 取付道路部分の河川管理者負担} = \frac{\alpha A_6}{A_6 + A_7}$$

$$\text{但し} \quad \alpha = \frac{\frac{1}{2} A_1 + \frac{3}{4} A_2 + A_3}{A_1 + A_2 + A_3}$$

例-4 現橋が木橋と半木橋（下部が木構造で上部が永久構造）と永久橋（一等橋）の混合橋でそれぞれの幅員が異なるものを一等橋に改築する場合



$$(1) \text{ 橋梁部の河川管理者負担} = \frac{\frac{1}{2} A_1 + \frac{1}{2} A_2 + A_3 + \alpha A_4}{A_1 + A_2 + A_3 + A_4 + A_5} \cdot \frac{A_1 + A_2 + A_3}{\ell_1 + \ell_2 + \ell_3} \cdot \ell_4$$

$$\text{但し} \quad A_4 = \frac{\frac{3}{4} A_1 + \frac{3}{4} A_2 + A_3}{A_1 + A_2 + A_3}$$

$$\alpha = \frac{\frac{3}{4} A_1 + \frac{3}{4} A_2 + A_3}{A_1 + A_2 + A_3}$$

$$(2) \text{ 取付道路部の河川管理者負担} = \frac{\beta A_6}{A_6 + A_7}$$

但し

$$\beta = \frac{\frac{1}{2} A_1 + \frac{3}{4} A_2 + A_3}{A_1 + A_2 + A_3}$$

5.5 資料5 河川工事に伴い附帯工事を実施した工作物の維持管理及び費用負担等について

事務連絡

平成27年10月29日

北海道開発局建設部 各地方整備局河川部 沖縄総合事務局開発建設部あて
国土交通省水管理・国土保全局水政課河川利用企画調整官，河川環境課課長補佐，治水課課長補佐通達

河川工事により必要が生じた許可工作物の工事（以下「附帯工事」という。）における事務手続き及び費用負担については「河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則」（昭和40年建設省令第20号。以下「事務取扱規則」という。）などを，河川管理上必要とされる河川管理施設等の一般的技術的基準については「河川管理施設等構造令」（昭和51年政令第199号）及び「河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について」（昭和52年2月1日建設省河政発第5号，建設省河治発第6号（平成11年10月15日最終改正））（以下「構造令等」という。）を通知してきたところです。

また，平成25年に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）を改正し，法第15条の2において，河川管理者又は許可工作物の管理者は，河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し，修繕し，もつて公共の安全が保持されるように努めなければならないこととし，河川の適切な維持管理に努めているところです。

今般，会計検査院長より国土交通大臣に対し，交付金事業等により附帯工事を実施した樋門等の工作物について，構造令等の基準に適合していない事態及び事務取扱規則に基づく機能向上費用の負担が適切でない事態について，改善の必要があるとして処置要求を受け，また，工作物の管理者（以下「管理者」という。）を把握していないため適切な維持管理を行わせることができない事態について意見表示されました。

つきましては，今後，交付金事業等による附帯工事を適切に実施するため，貴職におかれましては，下記1及び2の事項を貴管内の都道府県及び指定都市に周知徹底するとともに，適宜適切な助言を行うようお願いします。

あわせて，管理者を河川管理者（一級河川の指定区間にあつては当該区間の管理事務の一部を行っている都道府県知事又は指定都市の長。以下同じ。）が把握していないことは，附帯工事を実施する場合に手続上の支障となり，河川工事の進捗に影響を及ぼすおそれがあるほか，工作物の適切な維持管理が行われないことから河川管理上の支障が生じるおそれなどがありますので，下記3の事項を参考として管理者の把握等に努めるように貴管内の都道府県及び指定都市に周知をお願いします。

記

1. 構造令等について

河川管理施設又は工作物を改築する際は，現行の構造令等を遵守すること。特に，樋

門（樋管を含む。以下同じ。）については、洪水を安全に流下させる構造にするとともに、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするため、樋門の内径を1メートル以上とすること。ただし、樋門の長さが5メートル未満であって、かつ、堤内地盤高が計画高水位より高い場合においては、樋門の内径を0.3メートル以上とすること。

2. 附帯工事における機能向上費用に係る負担について

工作物の周辺の利用実態等を考慮することに伴い、工作物の機能を向上させる場合には、事務取扱規則に基づき、必要な手続きを行うとともに、管理者に、その費用の負担を適切に求めること。

3. 河川区域内における管理者不明の工作物への対応等について

(1) 管理者不明の工作物の管理者を把握する方法等について

ア 調査方法

管理者が不明になっている工作物については、以下に例示する方法を参考に、管理者の把握に努めること。

なお、実際の調査等に当たっては、工作物の設置経緯や管理者不明となった経緯、工作物の態様など、個別の事情を踏まえた上で適切な対応をとること。

また、河川整備計画等により、河川工事の実施が予定されている区間の工作物については、河川工事の準備や手続に必要なと見込まれる期間を十分に確保した上で、河川工事の支障とならないよう事前に管理者を十分に調査すること。

①地元自治体（市町村）及び法務局への照会

- ・住民票（市町村）
- ・固定資産税課税台帳（市町村）
- ・不動産登記簿，公図（法務局）
- ・法人登記簿（法務局） 等

②現地調査し、工作物の機能や用途を把握した上で、管理者や受益者と予想される者への照会，聞き取り等

- ・地元自治体（市町村）
- ・水利組合，用水組合（組合員を含む）
- ・土地改良区（構成員を含む）
- ・農協，漁協（組合員を含む）
- ・下水道事業者（市町村等）
- ・地元又は近隣の住民等の関係者 等

③他所管官公庁への照会

- ・地方農政局
- ・都道府県の農林所管部局 等

④河川管理者の事務所や工作物の所在地における管理者搜索の看板等の設置

イ 調査後の措置

① 管理者を把握できた場合

(i) 工作物の占用許可期間が既に満了している場合

河川管理者は、工作物の占用許可期間が既に満了している場合には、管理者に対して再度の許可申請を行うのか、当該工作物を撤去するのか確認の上、適切な措置をとるよう行政指導を行うこと。

(ii) 工作物が無許可で設置されているものである場合

河川管理者は、工作物が無許可で設置されているもの（不法工作物）である場合には、管理者に対する法第 75 条第 1 項に基づく監督処分や行政代執行による除却等についても検討すること。

② 管理者を把握できない場合

河川管理者は、過失なく管理者を確知できない場合には、法第 75 条第 3 項に基づく簡易代執行による除却等についても検討すること。

(2) 河川現況台帳の調製について

会計検査院の検査結果では、河川現況台帳（以下「台帳」という。）に許可を受けた者等の記載がないことにより管理者が把握できない事態が示されている。

台帳の調製及び保管は法第 12 条において河川管理者に義務づけられていることから、許可工作物の許可等の概要は、漏れなく台帳に記載するとともに、記載された項目に変更があった場合には、速やかな更新に努めること。

なお、一級河川の指定区間については、国において台帳を調製及び保管することになるが、引き続き都道府県及び指定都市からの資料の提供が不可欠であるため、台帳に係る情報の把握に努め、国の台帳の調製にご協力いただきたい。